

環境省



番号	制度名
環境省	
環境01	ノンフロン製品（自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置）の普及・拡大のための税制上の措置
環境02	地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出抑制等指針に適合した排出削減設備の導入に係る軽減措置の創設
環境03	使用済小型電子機器等に関する高度な再資源化設備の取得に係る税制上の措置
環境04	最終処分場に係る維持管理積立金制度に係る特例措置の適用期限の延長
環境05	独立行政法人の組織見直しに伴う税制上の所要の措置
環境06	研究開発法人への寄附に係る税制措置
環境07	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充
環境08	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充
環境09	既存建築物の改修投資促進のための特例措置の創設
環境10	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例
環境11	特定目的のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	ノンフロン製品（自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置）の普及・拡大のための税制上の措置	府省名	環境省
税目	法人税、所得税、法人住民税、法人事業税、固定資産税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり	<input type="checkbox"/> 予測なし		○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（冷媒HFCの排出量）は、補助金等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況の将来予測に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（温室効果ガス排出量を削減すること）の実現状況の将来予測について、「温室効果ガス排出削減量：1,007千t-CO<sub>2</sub>」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
平成27年度2,873件  
平成28年度2,873件  
を見込んでいる。  
適用件数の出典については、メーカーヒアリングによる。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）  
平成27年度6,374百万円  
平成28年度6,374百万円  
を見込んでいる。  
減収額の出典については、メーカーヒアリングによる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	ノンフロン製品(自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置)の普及・拡大のための税制上の措置国税1(法人税:義、所得税:外)(地方税1)(法人住民税)義、法人事業税:義、固定資産税:外)
2	要望の内容	(前倒し、かつ、より高い水準で義務を達成しようとする事業者を支援) ○ 自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置を取得した場合、取得価額の即時償却又は15%の税額控除を認める特例措置を3年間講じる。 ○ 自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置の生産設備を取得又は製作した場合、取得価額の即時償却又は15%の税額控除を認める特例措置を3年間講じる。 ○ 自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置に係る固定資産税について、課税標準を1/3に軽減する特例措置を3年間講じる。 ○ 自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置の生産設備に係る固定資産税について、課税標準を1/3に軽減する特例措置を3年間講じる。
3	担当部局	環境省地球環境局地球温暖化対策課フロン等対策推進室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	平成26年4月1日～平成29年3月31日までの3年間。
7	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 オゾン層破壊物質及び強力な温室効果ガスであるフロン類冷媒(二酸化炭素の数百～一万倍超の温室効果をもつ人工物質)ではなく、自然冷媒(アンモニア等、自然界に元来存在する物質)を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置の普及により、使用時の漏えい等により排出されるフロン類の削減を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 フロン類の大気中への排出によりもたらされるオゾン層破壊及び地球温暖化は、地球全体の環境に深刻な影響を及ぼす脅威であり、その対策は人類共通の課題である。とりわけ、地球温暖化は、現在及び将来における国民の生命・身体・財産の安全を保障するため、そして、国際社会における先進国としての責任を果たすため、国をあげて全力で取り組むべき喫緊の課題である。こうした中で、非常に高い温室効果を持つフロン類の排出量が、冷凍空調機器の冷媒用途を中心に、今後、急増する見込みである(2020年には現在の2倍以上)。また、最新の地球温暖化対策に係る国際交渉の場においても、フロン類対策が温暖化対策として極めて効果的であることから、大きく取り上げられているところである。 我が国は、第四次環境基本計画(平成24年4月27日閣議決定)において、2050年までに温室効果ガス排出量を80%削減することを目指すこととしている。これを踏まえ、中央環境審議会地球環境部会「2013年以降の対策・施策</p>

	<p>に関する報告書」(平成 24 年 6 月)においては「代替フロン等3ガスについては、低 GWP 冷媒の導入や代替物質の開発や代替物質のない分野における排出抑制の徹底により排出がほぼゼロになっていることが 2050 年における将来像として想定されており、いわゆる「脱フロン社会の構築」を目指すこととしている。</p> <p>産業構造審議会化学・バイオ部会地球温暖化防止対策小委員会及び中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会の合同会議において、今後のフロン類対策に係る議論がなされ、「今後のフロン類等対策の方向性について」(平成 25 年 3 月中央環境審議会意見具申)として取りまとめられた。その中では、「代替フロン等 3 ガスについては、低 GWP 冷媒の導入や代替物質の開発や代替物質のない分野における排出抑制の徹底により排出がほぼゼロになっていることが 2050 年における将来像として想定されている。」、また、「今後見込まれる HFC(特に冷凍空調機器の冷媒用途に使用される HFC)の排出量の急増傾向を、早期に減少に転換させることを目指すべきである。」であるとされた。</p> <p>このような中、現行法に基づく、業務用冷凍空調機器の廃棄時や整備時におけるフロン類の回収及び破壊の徹底に加え、新たに、フロン類又はフロン類使用製品の製造段階における規制、業務用冷凍空調機器の使用段階におけるフロン類の漏えい防止対策等を講じ、フロン類のライフサイクル全般にわたる抜本的な対策を推進するための所要の措置を講ずる必要があることから、平成 25 年通常国会において、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」の改正がなされ、併せて、法律名が「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改めるとされたところ。</p> <p>本改正においては、フロン類の使用の合理化を推進するため、フロン類使用製品製造輸入業者に対して、判断の基準となるべき事項等を定めることとしており、このことにより、製品ごとに目標年度までにノンフロン・低 GWP(地球温暖化係数)のフロン製品へ転換を促すこととしている。また、フロン類を使用している第一種特定製品の管理者(所有者など使用等につき責任を有する者)に対して、当該製品の使用等に際して取り組むべき措置に関する判断の基準となるべき事項を定めることとしており、このことにより、フロン類の漏えい防止のための適切な設置、点検、故障時の迅速な修理等を促すほか、管理者の責務として、使用フロン類の環境影響度の小さい指定製品の使用等に努めることとされている。さらに、国は、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化を促進するために必要な資金の確保、技術的な助言その他の援助に努めるものとされている。また、地方公共団体は、国の施策に準じて、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化が推進されるよう必要な措置を講ずるように努めなければならないとされている。</p> <p>平成 25 年通常国会で成立した「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律」(平成 25 年 6 月 12 日公布)の衆議院及び参議院における附帯決議において、「ノンフロン製品の購入を促進すること」とされている。</p> <p>このため、抜本的対策であるノンフロン製品の普及を促進することとしているが、現時点においては、ノンフロン製品である自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置は、フロン類冷媒を利用する装置に比べ高価であることから、前倒し、かつ、より高い水準で義務を達成しようとする事業者を後押しするためには、事業者に対する税制上の支援措置を行う必要がある。</p> <p>また、日本再興戦略(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)において、「生産設備の新陳代謝(老朽化した生産設備から生産性・エネルギー効率の高い最先端設</p>
--	--

		<p>備への入替え等)を促進する取組を強力に推進し、これに応じて生産設備の新陳代謝を進める企業への税制を含めた支援策を検討し、必要な措置を講ずる」とされている。</p>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>地球温暖化対策の推進 (国内における温室効果ガスの排出抑制)</p> <p>地球環境の保全 (オゾン層の保護・回復)</p> <p>日本再興戦略(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定) 一.日本産業再興プラン ~ヒト、モノ、カネを活性化する~ 1.緊急構造改革プログラム(産業の新陳代謝の促進) ①民間投資の活性化 ○先端設備の投資促進 ・生産設備の新陳代謝(老朽化した生産設備から生産性・エネルギー効率の高い最先端設備への入替え等)を促進する取組を強力に推進し、これに応じて生産設備の新陳代謝を進める企業への税制を含めた支援策を検討し、必要な措置を講じる。</p>
	<p>③ 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ○第四次環境基本計画(平成 24 年 4 月 27 日閣議決定) 2050 年までに温室効果ガス排出量を 80%削減することを目指す。</p> <p>○中央環境審議会地球環境部会「2013 年以降の対策・施策に関する報告書」(平成 24 年 6 月) 「代替フロン等3ガスについては、低 GWP 冷媒の導入や代替物質の開発や代替物質のない分野における排出抑制の徹底により排出がほぼゼロになっていることが 2050 年における将来像として想定されている。</p> <p>○地球温暖化対策計画(11月までに策定する予定) 平成 25 年通常国会で成立した「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」(平成 25 年 5 月 24 日公布)に基づき策定中である「地球温暖化対策計画」において、より具体的な目標や対策を規定する予定。</p> <p>○「今後のフロン類等対策の方向性について」(平成 25 年 3 月中央環境審議会) 今後見込まれる HFC(特に冷凍空調機器の冷媒用途に使用される HFC)の排出量の増加傾向を、早期に減少に転換させる。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 冷媒 HFC の排出量</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により、ノンフロン製品(自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置)への投資時の負担の軽減が図られることから、投資促進の効果がある。</p>
<p>8 有効性等</p>	<p>① 適用数等</p>	<p>平成 26 年度 2,873 件 (環境省見込み)</p>

	② 減収額	平成26年度 6,374百万円
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成26年度～平成28年度)                  オゾン層破壊物質及び強力な温室効果ガスであるフロン類冷媒(二酸化炭素の数百～一万倍超の温室効果をもつ人工物質)ではなく、自然冷媒(アンモニア等、自然界に元来存在する物質)を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置の普及により、使用時の漏洩等により排出されるフロン類の削減に資する。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成26年度～平成28年度)                  温室効果ガス排出削減量:1,007千t-CO2                  (冷凍冷蔵倉庫:164件×1,165t-CO2/年×3年)                  (百貨店・スーパー:257件×315t-CO2/年×3年)                  (コンビニエンスストア:2,448件×26t-CO2/年×3年)</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26年度～平成28年度)                  本税制が新設されなかった場合、対象設備の導入が進まないため、排出量の削減量は次のように限定的になる見込み。                  温室効果ガス排出削減量:70千t-CO2                  (冷凍冷蔵倉庫:20件×1,165t-CO2/年×3年)</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成26年度～平成28年度)                  上記のように、本税制により、オゾン層破壊物質及び強力な温室効果ガスであるフロン類冷媒(二酸化炭素の数百～一万倍超の温室効果をもつ人工物質)ではなく、自然冷媒(アンモニア等、自然界に元来存在する物質)を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置の普及により、使用時の漏えい等により排出されるフロン類の削減を図ることができる。                  併せて、本税制により、ノンフロン機器(自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置)への投資が促進されることから経済活性化につながり、税收減を十分に是認できると考えられる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等
		<p>我が国は、第四次環境基本計画(平成24年4月27日閣議決定)において、2050年までに温室効果ガス排出量を80%削減することを目指すこととしている。これを踏まえ、中央環境審議会地球環境部会「2013年以降の対策・施策に関する報告書」(平成24年6月)においては「代替フロン等3ガスについては、低GWP冷媒の導入や代替物質の開発や代替物質のない分野における排出抑制の徹底により排出が「ほぼゼロになって」いることが2050年における将来像として想定されており、いわゆる「脱フロン社会の構築」を目指すこととしている。</p> <p>産業構造審議会化学・バイオ部会地球温暖化防止対策小委員会及び中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会の合同会議において、今後のフロン類対策に係る議論がなされ、「今後のフロン類等対策の方向性について」(平成25年3月中央環境審議会)として意見具申がなされた。その中では、「代替フロン等3ガスについては、低GWP冷媒の導入や代替物質の開発や代替物質のない分野における排出抑制の徹底により排出が「ほぼゼロになっ</p>

		<p>て」いることが2050年における将来像として想定されている。」また、「今後見込まれるHFC(特に冷凍空調機器の冷媒用途に使用されるHFC)の排出量の急増傾向を、早期に減少に転換させることを目指すべきである。」であるとされた。</p> <p>平成25年通常国会において、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律」(平成25年6月12日公布)が成立したが、本改正においては、フロン類の使用の合理化を推進するため、フロン類使用製品製造輸入業者に対して、判断の基準となるべき事項等を定めることとしており、このことにより、製品ごとに目標年度までにノンフロン・低GWP(地球温暖化係数)のフロン製品へ転換を促すこととしている。また、フロン類を使用している第一種特定製品の管理者(所有者など使用等につき責任を有する者)に対して、当該製品の使用等に際して取り組むべき措置に関する判断の基準となるべき事項を定めることとしており、このことにより、フロン類の漏えい防止のための適切な設置、点検、故障時の迅速な修理等を促すほか、管理者の責務として、使用フロン類の環境影響度の小さい指定製品の使用等に努めることとされている。さらに、国は、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化を促進するために必要な資金の確保、技術的助言その他の援助に努めるものとされている。また、地方公共団体は、国の施策に準じて、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化が推進されるよう必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされている。加えて、本改正の議決にあたっては、衆議院及び参議院における附帯決議において、「ノンフロン製品の購入を促進すること」とされている。</p> <p>このため、抜本的対策であるノンフロン製品の普及を促進することとしているが、現時点においては、ノンフロン製品である自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置は、フロン類冷媒を利用する装置に比べ高価であることから、前倒し、かつ、より高い水準で義務を達成しようとする事業者を後押しするために、事業者に対する税制上の支援措置を行う必要がある。</p> <p>こうした中、自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置が、フロン類冷媒を使用する装置に比べかなり高価(装置によっては2倍以上)であることから、補助金により事業者の負担する全体額の軽減を行うとともに、本税制により、導入後初年度のキャッシュフロー負担を改善させることをあわせた複合的な支援が効果的である。</p> <p>また、自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置が、フロン類冷媒を使用する装置に比べかなり高価(装置によっては2倍以上)であること、自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置の生産設備を新たに導入することは事業者に対して新たな負担増であることから、課税の公平原則に照らしても、必要最小限の措置となっている。</p>
--	--	--

	<p>② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿</p> <p>② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿</p>	<p>② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿</p> <p>② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿</p>
<p>10 有識者の見解</p>		<p>② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿</p> <p>② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿</p>
<p>11 前回の事前評価又は事後評価の実施時期</p>		<p>② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿</p> <p>② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿</p>



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出抑制等指針に適合した排出削減設備の導入に係る軽減措置の創設	府省名	環境省
税目	法人税、所得税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり	<input type="checkbox"/> 予測なし		○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（温室効果ガス排出総量）は、経済情勢等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況の将来予測に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑥ 本租税特別措置等の適用件数の将来（平成26年度～28年度）の推計についての算定根拠が不明なため、分析対象期間内の適用件数の見込みについて、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（温室効果ガス排出量総量の削減を図る。）の実現状況の将来予測について、「産業・業務部門における温室効果ガスの排出抑制と指針に適合した技術の普及促進につながる。」と説明されているが、当該効果・達成目標の実現状況の将来予測の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 補助金等其他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

## &lt;点検結果表の別紙&gt;

## 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

## ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

本租税特別措置等の適用件数の将来推計については、環境省の施策である自主参加型排出量取引制度（J-VETS）の結果を基に、下記の計算式により算出している。

[J-VETSホームページ] <http://www.env.go.jp/earth/ondanka/det/jvets.html>

## &lt;計算式&gt;

- ・1件当たりの設備投資額

自主参加型排出量取引制度（J-VETS）において、基準年度排出量に対し年間排出削減予測量が10%以上の事業者における総事業費の平均値を計算すると、1件当たりの設備投資額は1.9億円。

## &lt;仮定&gt;

- ・税制優遇を受ける全事業者が平均10%の総量削減を計画に位置付ける。
- ・税制優遇を受ける全事業者の業種別割合がJ-VETSの実績における事業者の業種割合と同程度
- ・税制優遇を受ける事業者の平均1件当たり設備投資額は、J-VETSにおける事業者の平均1件当たり設備投資額と同程度

以上及び別途算出した投資効果額（1年当たり）1,472億円より、1,472億円÷1.9億=774件の事業者が税制優遇を受ける対象となる。

## ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

本租税特別措置等の減収額の将来推計は以下のとおり算定している。

## &lt;減収額①&gt;

（設備取得見込額）×（税額控除率）×（黒字法人比率）×（税額控除選択率）  
 =約1,472億円/年×15%×27.9%×90%=約55.4億円/年

## &lt;減収額②&gt;

（設備取得見込額）×（特別償却率）×（黒字法人比率）×（法人税率25.5%）×（特別償却選択率）  
 =約1,472億円/年×100%×27.9%×25.5%×10%=約10.5億円/年

①+②=65.9億円

なお、設備取得見込額については、環境省が平成23年に実施した「環境投資等実態調査」と「平成24年度CO<sub>2</sub>削減ポテンシャル診断・対策提案事業」の2つのアンケートによる調査結果を基に推計した数値を記載している。

「環境投資等実態調査」：<http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/ei.html>

当該実態調査によると、環境保全のための設備投資額の合計は、平成20年度で1兆5,232億円、21年度で1兆3,652億円、22年度で1兆5,237億円となっており、事業者の設備取得額は年ごとに大幅に変動するものではないといえる。したがって、27年度及び28年度の減収見込額も、26年度と同額としている。

## ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

当該税制優遇措置の特色は、設備の一括導入を条件とすることで大幅な温室効果削減目標の達成と指針適合技術の早期普及を目標に置いている点である。

低炭素化設備導入の税制優遇としてグリーン投資減税があるが、このうち税額控除の対象は中小企業に限られており、設備の導入に当たって一括導入することも条件となっていない。

また、その他の補助金についても、対象が中小企業及び中堅企業に限られていたり、上限額や下限額が限られているなど、対象者が限定されている。

上記のような他の税制優遇措置や補助金に加え、当該税制優遇措置が創設されることにより、新たな低炭素化設備の投資促進を推し進めることが可能となる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出抑制等指針に適合した排出削減設備の導入に係る軽減措置の創設 (国税2)(法人税:義、所得税:外)
2	要望の内容	<p>【制度の内容】</p> <p>産業部門又は業務部門の事業者が、事業所単位で3～5年間程度で達成すべき一定レベル以上の温室効果ガスの総量削減目標を定めた排出抑制計画を策定し、同計画に基づき指針に適合した設備を一括導入した場合において、当該設備の基準取得価額の即時償却又は15%の税額控除を認める。</p> <p>【対象設備】</p> <p>温室効果ガス排出抑制等指針(「地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第21条の規定に基づき、事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針)第一の一の(2)①(産業部門)及び二の(2)①(業務部門)に掲げる設備</p> <p>【措置の期間】</p> <p>企業の設備投資においては意思決定までに長期間を要し、特に本税制の対象設備に関しては、意思決定から導入までにさらに長期間を要することから、投資効果を最大限に引き出すために税制措置期間を3年間とする。</p>
3	担当部局	地球環境局 地球温暖化対策課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	3年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 省エネ効果・温室効果ガス削減効果の高い設備に対する投資の促進及び温室効果ガス排出抑制等指針に適合した技術の更なる普及を通じて、低炭素社会の構築を実現する。</p> <p>《政策目的の根拠》 当面の地球温暖化対策に関する方針(平成25年3月15日地球温暖化対策推進本部決定)においても、「エネルギー起源二酸化炭素の各部門の対策については、「低炭素社会実行計画」に基づく事業者による自主的な取組に対する評価・検証を進めるとともに、排出抑制等指針の策定・公表・運用を始めとする制度的対応や、各種の支援措置等を進めるものとする。」と記載されてい</p>

		る。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>1-2. 国内における温室効果ガスの排出抑制</p> <p>日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)</p> <p>一. 日本産業再興プラン ～ヒト、モノ、カネを活性化する～</p> <p>1. 緊急構造改革プログラム(産業の新陳代謝の促進)</p> <p>① 民間投資の活性化</p> <p>○ 先端設備の投資促進</p> <p>・ 生産設備の新陳代謝(老朽化した生産設備から生産性・エネルギー効率の高い最先端設備への入替え等)を促進する取組を強力に推進し、これに応じて生産設備の新陳代謝を進める企業への税制を含めた支援策を検討し、必要な措置を講じる。</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>国としての計画である第四次環境基本計画(平成24年4月27日閣議決定)では「2050年までに温室効果ガス排出量を80%削減することを目指す」とされている。本税制措置により、産業部門(製造業)・業務部門における6億6700万t(2011年度)の温室効果ガス排出量総量の削減を図る。</p> <p>平成25年通常国会で成立した「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」(平成25年5月24日公布)に基づき11月までに策定予定の「地球温暖化対策計画」において、より具体的な目標や対策を規定する予定。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>温室効果ガスの削減目標を含む排出抑制計画を策定した事業者から報告された温室効果ガス排出総量</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>産業部門(製造業)及び業務部門の事業者が温室効果ガスの削減目標を含む排出抑制計画を作成し、排出削減設備を一括導入することによって計画を達成することで、産業部門及び業務部門における温室効果ガス排出量の総量削減に資する。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>適用事業者数(見込み)</p> <p>平成26年度(見込み) 約774件</p> <p>平成27年度(見込み) 約774件</p> <p>平成28年度(見込み) 約774件</p> <p>※本税制の対象設備は温室効果ガス排出抑制等指針第一の一の(2)①(産業部門)及び二の(2)①(業務部門)に掲げる設備であり、広く事業者が利用可能な税制となっている。</p> <p>② 減収額</p> <p>平成26年度 約6,590百万円</p>

	<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》                  産業部門又は業務部門の事業者が、一定レベル以上の温室効果ガスの総量削減目標を定めた排出抑制計画を策定し、同計画に基づき指針に適合した設備を一括導入した場合の税制優遇措置を新設することで、事業者の設備投資時の負担が軽減され、産業・業務部門における温室効果ガスの排出抑制と指針に適合した技術の普及促進につながる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成26年度～平成30年度)                  産業部門又は業務部門の事業者が、一定レベル以上の温室効果ガスの総量削減目標を定めた排出抑制計画を策定し、同計画に基づき指針に適合した設備を一括導入した場合の税制優遇措置を新設することで、事業者の設備投資時の負担が軽減され、産業・業務部門における温室効果ガスの排出抑制と指針に適合した技術の普及促進につながる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26年度～平成30年度)                  「環境投資等実態調査」(平成23年度実施:環境省)の結果によると、従業員300名以上(一部業種については100名以上)の事業者による平成22年度の環境保全設備投資額の合計は1兆5,237億円と推計され、設備投資額全体の推計値(39兆382億円)に占める割合は、3.9%にとどまっている。本税制が新設されなかった場合、引き続き産業部門(製造業)及び業務部門における排出削減設備の導入が進まず、排出削減設備の導入によって削減可能である温室効果ガスの排出量が削減されないことにより、2020年における温室効果ガス排出量削減目標を達成することができない。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成26年度～平成30年度)                  上記のように、本税制により、事業者の設備投資時の負担が軽減され、産業・業務部門における温室効果ガスの排出抑制と指針に適合した技術の普及促進につながる。</p>
<p>9 相当性</p>	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p>	<p>平成25年6月14日に閣議決定された日本再興戦略には、「2020年に約26兆円(現状8兆円)の内外のエネルギー関連市場を獲得すること」、「地域主導の再生可能エネルギー導入を、民間資金も呼び込みつつ促進する」などとされており、租税特別措置によって実施することは政府方針に沿っており、妥当である。</p> <p>また、排出削減設備の導入は費用対効果があるものが多くあるにもかかわらず、環境保全設備投資額の合計は1兆5,237億円と推計され、設備投資額全体の推計値に占める割合は、3.9%にとどまっている。本税制によって企業の初期投資の負担を軽減することにより、排出削減設備の導入を促すことにつながる。</p>

	<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>温暖化対策の観点での同様の支援措置等はない。</p>
	<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>—</p>
<p>10</p>	<p>有識者の見解</p>	<p>—</p>
<p>11</p>	<p>前回の事前評価又は事後評価の実施時期</p>	<p>—</p>

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	使用済小型電子機器等に関する高度な再資源化設備の取得に係る税制上の措置	府省名	環境省
税目	法人税、所得税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の達成目標（認定事業者等による高度な再資源化設備の導入を促進すること。）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。
- 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（認定事業者等によって回収された有用金属の量）は、経済情勢等、他の要因の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況の将来予測に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑥ 本租税特別措置等の適用件数の将来（年間10社程度）の推計についての算定根拠が不明なため、分析対象期間内の適用件数の見込みについて、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（認定事業者等による高度な再資源化設備の導入を促進すること）の実現状況の将来予測について、「有用金属の回収量の増加が見込まれる。」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

## &lt;点検結果表の別紙&gt;

## 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①<政策目的の根拠>欄への補足説明）及び（評価書中7②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）

- ・使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律

（目的）

第一条 この法律は、使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（国の責務）

第四条 国は、使用済小型電子機器等を分別して収集し、その再資源化を促進するために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

- ・基本方針

5 認定事業者の取組（抜粋）

認定事業者は、使用済小型電子機器等について再資源化を担う中核的な主体として、継続的、安定的及び高度に再資源化を行い、より多くの資源が回収されるよう、責任をもって再資源化事業に取り組むことが求められる。

また、政策体系における政策目的の具体的な位置付けとして「4. 廃棄物・リサイクル対策の推進」の下で「4-2 各種リサイクル法の円滑な施行によるリサイクル等の推進」とされている。

- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

- 以下の計算式で減収見込額を計算している。

減収額＝（設備取得見込額）×（特別償却率）×（黒字法人比率）×（法人税率 25.5%）

※1：設備取得見込額：約5億円/年

※2：特別償却率：30%

※3：黒字法人比率：27.9%

（平成23年度分 会社標本調査」の業種別の法人数、欠損法人割合（p.17）より、業種別法人数のうち、「農林水産業」「鉱業」「建設業」「運輸通信公益事業」を除いた法人数で計算。（利益計上法人数：562,425社、欠損法人：1,451,760社）

- 以上より、本減税における減収額は、

約5億円/年×30%×27.9%×25.5%＝約0.11億円/年

- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

特別償却による措置により、資金を別の事業や投資に回すことができるなど、積極的な事業展開を促すことができる。

一方、補助金等は導入初年度に限る措置となるため、導入のみのインセンティブにはなるものの、自由度のある積極的な事業展開、小型家電リサイクルの促進という観点では税制による措置の方がより効果的と判断される。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	使用済小型電子機器等に関する高度な再資源化設備の取得に係る税制上の措置(国税4)(法人税:義、所得税:外)
2	要望の内容	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく認定事業者等が使用済小型電子機器等に関する高度な再資源化設備を取得した場合、取得価額の30%の特別償却を認める特例措置を3年間講じること。
3	担当部局	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 リサイクル推進室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	-
6	適用又は延長期間	3年間
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与すること。 小型家電リサイクル法の基本方針では、平成27年度までに14万t/年(国民1人当たり1kg/年にあたる)の使用済小型電子機器等の再資源化を目標としている。  《政策目的の根拠》 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 4 廃棄物・リサイクル対策の推進 日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 一. 日本産業再興プラン ~ヒト、モノ、カネを活性化する~ 1. 緊急構造改革プログラム(産業の新陳代謝の促進) ①民間投資の活性化 ○先端設備の投資促進 ・生産設備の新陳代謝(老朽化した生産設備から生産性・エネルギー効率の高い最先端設備への入替え等)を促進する取組を強力に推進し、これに応じて生産設備の新陳代謝を進める企業への税制を含めた支援策を検討し、必要な措置を講じる。

		二. 戦略市場創造プラン テーマ2: クリーン・経済的なエネルギー需給の実現 ①クリーンで経済的なエネルギーが供給される社会 ○メタンハイドレート等海洋資源の商業化の実現等 なお、海洋だけでなく、いわゆる「都市鉱山」におけるレアメタル等の資源再利用についても推進する。 (抜粋)
		③: 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 使用済小型電子機器等に含まれる、レアメタルや貴金属等の有用金属をより多く確保するため、認定事業者等に引き渡された使用済小型電子機器等における有用金属の回収量の増加を目的とし、認定事業者等による高度な再資源化設備の導入を促進すること。  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 認定事業者等によって回収された有用金属の量  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本制度が措置されることにより、認定事業者等による高度な再資源化設備の導入が促進され、使用済小型電子機器等から貴金属・レアメタル等の有用金属がより高度に選別・回収されることにより、有用資源の確保・資源循環の推進につながる。 さらに、認定事業者等が選別・回収した有用金属をより高い額で売却することが可能になり、その利益が市町村との取引価格に反映される等の理由により、小型家電リサイクル制度に取り組む市町村の幅広い参画が期待される。その結果回収量の拡大、更なる有用資源の確保につながる。
		8: 有効性等
	①: 適用数等	年間10社程度
	②: 減収額	-
	③: 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 新設のため現時点の情報から推定) 本措置により導入が促進される高度な再資源化設備により、リサイクルの効率化が図られ、認定事業者と市町村の引渡しの際の価格にも反映される。これにより、市町村による回収対象品目の拡大が見込まれるとともに、財政的理由により小型家電リサイクルへの参加を躊躇していた市町村もより参加しやすくなるなど、使用済小型電子機器等の回収量・再資源化量の増加が見込まれる。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: 新設のため現時点の情報から推定) 例えば、銅とアルミが混在しているミックスメタルについては、非鉄選別機により、どちらも純度85%以上で選別することが可能になるなど、有用金属の回収量の増加が見込まれる。 ※純度については、設備の性能や設備に投入される物の構成に大きく依存するため、上記は一例である。

		<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:新設のため現時点の情報から推定)          本措置が新設されなかった場合、高度な再資源化設備が高額であること等の理由により、認定事業者等による設備の導入が進まず、有用金属の回収量が伸び悩むことが予想される。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:新設のため現時点の情報から推定)          1年間に使用済みとなる使用済小型電子機器等に含まれる有用金属(貴金属、レアメタル等)の合計量は金額ベースで844億円と推定されている。また、近年の有用金属の価格の高騰、採掘地域の偏在性等を考慮すると、それら金属を安定的に確保していく必要がある。これらの状況から、国内に存在する有用資源の循環を促進していくことは重要であると考えられる。</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等          使用済小型電子機器等の回収等に要する費用の推定が困難であり、また使用済小型電子機器等からの有用金属の回収量の推定も容易でない。このような状況の中、廃棄物処理・リサイクル事業者においては、高額の設備の導入に慎重になることも考えられる。          当該設備に係る特別償却を認める本制度が措置されることにより、安定的・健全な経営が確保され、積極的な設備投資・事業展開を促し、ひいては有用金属の回収の促進につながる</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担          予算措置は小型家電リサイクル制度の円滑かつ着実な実施に向け、市町村の参加促進や制度についての情報発信を行うなど、小型家電の再資源化の促進をはかるもの。          一方、本税制は認定事業者等に対し、高度な再資源化設備への直接投資を推進するもの。</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性          -</p>
10	有識者の見解	-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	-

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	最終処分場に係る維持管理積立金制度に係る特例措置の適用期限の延長	府省名	環境省
税目	法人税、所得税、法人住民税、法人事業税、個人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
			<input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか		<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	◎	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※	
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎	
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	○	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
租税特別措置等の相当性					
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
  - 政策目的（廃棄物の最終処分場において埋立終了後に環境汚染が生じないようにするための維持管理に必要となる資金の円滑な積立てを可能とすることにより、最終処分場の適切な維持管理を促進する）の根拠が「廃棄物処理法第8条の5、第15条の2の4」と記載されているのみで、根拠となる具体的内容等が不明なため、本租税特別措置等が政策体系の中で優先度や緊要性の高いものとして明確に位置付けられていることについて、具体的な根拠条文や記載箇所を明らかにし、説明する必要がある。
  - 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
    - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
      - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（維持管理積立金の積立額）は、廃棄物最終処分場の維持管理のために積み立てなければならない積立金額（都道府県知事が廃棄物処理法第8条の5の4項の規定により通知する額）等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
    - 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
      - 本租税特別措置等の適用数等の過去の実績は、平成23年度実績：積立件数886（件）、積立額9,086（百万円）、24年度実績：積立件数869（件）、積立額8,387（百万円）と把握されているが（ただし、適用数等の過去の実績把握に説明不足の点あり）、本租税特別措置等の適用数等の所期の想定が示されていないため、過去の実績が所期の想定と比較して想定外に僅少でないこと、適用に偏りが無いことを、所期に想定していた適用数等を示して説明する必要がある（＜点検結果表の別紙＞⑤参照）。
  - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
 

[過去の実績]

    - 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。  
 また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
      - 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去の実績について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文、適用件数及び適用額を記載し、前回要望時の見込みの適用数等とかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
      - 本租税特別措置等の減収額の過去（平成22年度から23年度）の実績についての算定根拠が不明なため、分析対象期間内の減収額の実態について算定に用いた数値、計算式及びその根拠を示して説明する必要がある。

- ・ 本租税特別措置等の過去の減収額について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、前回の要望時の見込の減収額とかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。

- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「特例措置の適用により、廃棄物の最終処分場の維持管理に必要な資金の円滑な積立てが実施されており（平成23年度は9,086百万円、24年度は8,387百万円）、最終処分場の適切な維持管理の実施に一定の効果が見られる」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

- ⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、将来における収収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、収収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑩ 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用件数及び適用額の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計について、分析対象期間が不明であり、本租税特別措置等の減収額の将来推計がどの程度見込まれているかが不明なため、減収額の見込みを分析対象期間の年度ごとに明らかにする必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、「6に記載の延長要望期間内に約17,194百万円の積立てが見込まれる。」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

### 3 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分

- ⑬ 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、他の政策手段と比較した上で説明されていないため、他の政策手段との比較を行うことにより、租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。

<点検結果表の別紙>

### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）  
政策目的の具体的な位置付けは、「施策4. 廃棄物・リサイクル対策の推進」のうち、「4-3. 一般廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）」「4-4. 産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）」である。
- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）  
<前回要望時の目標>  
最終処分場の維持管理に必要な額の積立てを行わせることにより、適正な維持管理を図る。  
<達成されていない場合はその原因分析>  
本特例措置により、維持管理積立金の積立ては着実に図られてきているが、新規に設置した最終処分場や埋立継続中の最終処分場等、最終処分場の維持管理に必要な積立金は毎年新たに必要となるため、引き続き本特例措置を講じ、積立ての円滑な実施を図る必要がある。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
維持管理積立金は法に基づき特定廃棄物最終処分場の設置者に積立が義務付けられているものであるため、適用に偏りはない。また、廃棄物の最終処分場の維持管理に必要な資金の円滑な積立てが実施されており、想定外に僅少となっているとは考えられない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	最終処分場に係る維持管理積立金制度に係る特例措置の適用期限の延長(国税5)(法人税:義、所得税:外)(地方税3)(法人住民税:義、法人事業税:義、個人住民税:外)
2	要望の内容	(1)特例の内容 廃棄物の最終処分場における埋立終了後の維持管理に要する費用に備えるための準備金(維持管理積立金)制度に基づき積み立てた額について、損金算入できることとする特例措置を2年間延長する。  (2)対象者 青色申告書を提出する法人で、廃棄物最終処分場について、廃棄物処理法第8条第1項又は第15条第1項の許可を受けたもの
3	担当部局	環境省 廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課、産業廃棄物課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成10年度創設。 平成12、14、16、18、20、22、24年度税制改正において、それぞれ2年間の延長が認められた。
6	適用又は延長期間	2年間(平成26年4月1日～平成28年3月31日)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 廃棄物の最終処分場において埋立終了後に環境汚染が生じないようにするための維持管理に必要な資金の円滑な積立を可能とすることにより、最終処分場の適切な維持管理を促進する。 《政策目的の根拠》 廃棄物処理法第8条の5、第15条の2の4
		② 政策体系における政策目的の位置付け 廃棄物・リサイクル対策の推進
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 準備金として積み立てた額について、取戻し事由の発生時まで課税を繰り延べることにより、負担の軽減を図ることで、廃棄物の最終処分場の維持管理に必要な額の積立を行わせ、適正な維持管理を図る。  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 維持管理積立金の積立額  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 廃棄物の最終処分場については、埋立時だけでなく、埋立終了後も環境汚

8	有効性等	① 適用数等	平成23年度実績:積立件数886(件)、積立額9,086(百万円) 平成24年度実績:積立件数869(件)、積立額8,387(百万円)
		② 減収額	2,579(百万円)  (算定根拠) (平成22年度から平成24年度までの積立金の平均額)×(法人税率) =(8,318+9,086+8,387)÷3×0.3 =2,579(百万円)
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年度～24年度) 特例措置の適用により、廃棄物の最終処分場の維持管理に必要な資金の円滑な積立が実施されており、最終処分場の適切な維持管理の実施に一定の効果が見られる。  《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23年度～24年度、26年度～27年度) 特例措置の適用により、廃棄物の最終処分場の維持管理に必要な資金の円滑な積立が実施されており(平成23年度は9,086百万円、平成24年度は8,387百万円)、最終処分場の適切な維持管理の実施に一定の効果が見られる。 また、6に記載の延長要望期間内に約17,194百万円の積立が見込まれる。  《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26年度～27年度) 準備金が適切に積み立てられなかった場合、廃棄物の最終処分場の維持管理が適切に行われず、周囲の生活環境保全上の支障を生じるおそれがある。また、最終処分場の設置者に代わり行政が代執行により生活環境保全上の支障を除去するための措置を講ずる場合に、公費が使用されることとなる。  《収収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成26年度～27年度) 廃棄物処理施設、特に最終処分場は、迷惑施設として近隣住民に受け止められがちなため、維持管理等の作業の適正な実施が困難となれば、廃棄物処理施設に対する信頼が大きく損なわれ、最終処分場を必要量確保していくことが難しくなり、ひいては、廃棄物の処理体制自体に対する著しい支障となる。

			また、維持管理等の作業の適正な実施が困難となり、仮に不適正処理が行われた場合には、最終的には、行政が代執行により生活環境保全上の支障を除去することとなり、行政に追加的な費用が生じることとなる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	廃棄物処理法において強制的な資金の積立てが求められていることに対応するものである。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置：一般廃棄物の最終処分場に係る固定資産税の課税標準の特例措置  上記特例措置は、一般廃棄物の最終処分場において、公共の危害防止のために設置された施設又は設備を新設したものに対して課する固定資産税の課税標準に関する措置であり、施設の設置を促進することを目的とするものである。  一方、本要望に係る特例措置は、廃棄物の最終処分場において埋立終了後に環境汚染が生じないようにするための維持管理に必要な資金の円滑な積立てを可能とすることにより、最終処分場の適切な維持管理を促進することを目的とした措置である。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	廃棄物処理法上、一般廃棄物の処理は市町村の事務であり、その処理の責任についても市町村が負うこととされている。一般廃棄物の最終処分場における不適正処理を未然に防止し、また適正な維持管理を促進し、ひいては一般廃棄物の適正処理を推進するためにも、一般廃棄物の最終処分場に課税される固定資産税の課税標準の特例措置により事業者の経済的負担を軽減することは、市町村の処理責任の全うに資するものである。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 23 年 8 月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	独立行政法人の組織見直しに伴う税制上の所要の措置	府省名	環境省
税目	法人税、所得税、地価税、相続税、登録免許税、消費税、印紙税、法人住民税、法人事業税、個人住民税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税、自動車税、軽自動車税、自動車取得税、鉱区税、水利地益税、共同施設税、宅地開発税、特別土地保有税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本要望については、必要な分析がなされていない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	<p>独立行政法人の組織見直しに伴う税制上の所要の措置                  (国税6)(法人税:義、所得税:外、地価税:外、相続税:外、登録免許税:外、消費税:外、印紙税:外)                  (地方税6)(法人住民税:義、法人事業税:義、個人住民税:外、不動産取得税:外、固定資産税:外、事業所税:外、都市計画税:外、自動車税:外、軽自動車税:外、自動車取得税:外、鉱区税:外、水利地益税:外、共同施設税:外、宅地開発税:外、特別土地保有税:外)</p>	
2	要望の内容	<p>独立行政法人改革については、本年6月の第3回行政改革推進会議において、制度見直しを中心に中間的整理を行ったところ。また、同会議において、総理から、中間的整理を踏まえ、本年末に向けて、個別法人の組織見直しなど更に検討を進めるよう指示がなされているところ。検討の結果に従い、以下の独立行政法人の組織見直しを実現するに際し、所得税、法人税、地価税、相続税、登録免許税、消費税、印紙税について、税制上の所要の措置を講ずること。</p> <p>○ 独立行政法人環境再生保全機構                  ○ 独立行政法人国立環境研究所                  ○ 独立行政法人原子力安全基盤機構</p>	
3	担当部局	<p>【独立行政法人環境再生保全機構】                  環境省総合環境政策局総務課                  【独立行政法人国立環境研究所】                  環境省総合環境政策局総務課環境研究技術室                  【独立行政法人原子力安全基盤機構】                  原子力規制委員会原子力規制庁総務課</p>	
4	評価実施時期	—	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—	
6	適用又は延長期間	—	
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》                  —                  《政策目的の根拠》                  —</p>
		②: 政策体系における政策目的の位置付	—

		け	
		③: 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》                  —                  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》                  —                  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》                  —</p>
		8: 有効性等	<p>①: 適用数等 —</p> <p>②: 減収額 —</p> <p>③: 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:〇〇~〇〇)                  —                  《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:〇〇~〇〇)                  —                  《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:〇〇~〇〇)                  —                  《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:〇〇~〇〇)                  —</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 —</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担 —</p>	

【環境05】

		③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期		—



【環境06】

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	研究開発法人への寄附に係る税制措置	府省名	環境省
税目	法人税、所得税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減取額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし		※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。  
 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」、政策目的に向けた手段としての「有効性」及び補助金等の政策手段と比した「相当性」のいずれについても、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

## ＜点検結果表の別紙＞

## 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）
9. 環境政策の基盤整備
- 9-3. 環境問題に関する調査・研究・技術開発
- 「環境基本計画」（平成24年4月27日閣議決定）においては、「国や地方公共団体は、・・・環境技術開発に取り組む民間企業や大学等の研究機関にインセンティブを与えるような研究開発支援を充実させる。」と記載されている。
- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等により達成しようとする目標」）
- 達成目標については、過去の実績を勘案し、法人税についての目標水準を寄附収入金額ベースで2倍（对本租税特別措置等前比）、所得税についての目標水準を寄附件数ベースで1.5倍（同）とし、達成時期は本租税特別措置等後3か年を経過した時点としている。
- 測定指標については、「本租税特別措置の対象となる研究開発法人の寄付金収入の伸び率」と「他の法人に対する寄附金収入の伸び率」を比較することにより、本租税特別措置の効果を検証することとする。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
- 個人からの研究開発法人への寄附件数については、別紙のとおり、予想寄附者として13,853人が想定される。また、法人の寄附件数については、別紙で用いた損金不算入額の割合14.6%を基に、平成23年度の寄附法人件数1,287件から計算して推定した188件を推定件数とする。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
- 研究開発法人への寄附に係る税制措置に伴う減収見込額の試算についての資料は別紙のとおり。
- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）
- 達成目標については、過去の実績を勘案し、法人税についての目標水準を寄附収入金額ベースで2倍（对本租税特別措置等前比）、所得税についての目標水準を寄附件数ベースで1.5倍（同）とし、達成時期は本租税特別措置等後3か年を経過した時点としている。減収見込額の試算に使用した研究開発法人の寄附実績において、過去に法人寄附の金額が倍増及び個人寄附の件数が5割増しとなった実例があり、本租税特別措置等により、同程度の増加が得られることが十分に期待・予測できるが、実現状況を検証するには上記③で記述した本租税特別措置等の効果を測ることができる測定指標「本租税特別措置の対象となる研究開発法人の法人寄附金収入額の伸び率」と「他の法人に対する法人寄附金収入額の伸び率」を用いて検証をする必要がある。
- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

減収額の見込みの算定根拠は別紙のとおりであり、達成目標の実現状況の将来予測については、減収見込額の試算に使用した研究開発法人の寄附実績において、過去に法人寄附の金額が倍増及び個人寄附の件数が5割増しとなった実例があり、本租税特別措置等により、同程度の増加が十分に期待できる。この効果は上記③の測定指標によって確認できる。この結果、286百万円の税収減となるものの、研究開発法人が得られる寄附金額の増は1,429百万円となり、研究開発の加速度的な推進が可能となる。

- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）
- 寄附金収入を増大させるための手段としては、補助金等の他の政策手段は想定しがたく、本租税特別措置によることが妥当と考えられる。
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）
- 研究開発法人においては、寄附収入は民間の活力が利用でき、また、国民一人一人が期待に応える法人を選択して支援できる制度であり、現状においても使い勝手の良い寄附システムを構築する等、受入側の法人も寄附収入獲得への取組を行っているところ。他方、補助金等は、国費の投入により国策を着実に実施するものであり、国家戦略を踏まえて受入側の法人に措置されるものである。今回の税制措置によって、所得税においては、高額所得者ほど減税効果が大きく、大口寄附金の促進に寄与する制度である現状の所得控除に加えて、中低所得者ほど減税効果が大きく、小口寄附金の促進に寄与する制度である税額控除を導入することにより、国民の幅広い層からの研究開発法人への寄附を拡充することができる。法人からの寄附金については、現在損金算入に限度がある法人税・法人住民税・事業税において、全額損金算入とすることで、法人からの寄附収入の増大を図る。

研究開発法人への寄附に係る税制措置に伴う  
減収見込額の試算について

## 【減収見込額】

## ○指定寄附金化に伴う減収見込額

155 百万円（国税：103 百万円、地方税：52 百万円）

## ○税額控除の導入に伴う減収見込額

131 百万円（国税のみ）

## 【考え方】

## 1. 全額損金算入可能な指定寄附金とすることに伴う減収見込み

研究開発法人への寄附は、広く一般から寄附を募ることから、過去3年間の寄附実績を参考としつつ、国税庁の会社標本調査結果（平成23年度分）に基づき試算した。

過去3年間の研究開発法人、37対象法人に対する法人寄附のうち、最も法人寄附額が多い平成23年度実績：1,384,004千円を基本に、イノベーション創出促進に向けた寄附募集努力により、2倍に寄附額が増加すると仮定して、年間の法人寄附金見込額を算出する。

（法人寄附金見込額）

$$1,384,004 \text{ 千円} \times 2 = 2,768,008 \text{ 千円 (約 } 2,768 \text{ 百万円)}$$

会社標本調査結果によれば、寄附を行った全法人の寄附金支出額は716,799百万円であり、このうち、利益を計上し、かつ損金算入限度額を超えて寄附を行った法人の損金不算入額は104,960百万円である。

（寄附金支出額に占める損金不算入額の割合）

$$104,960 \text{ 百万} \div 716,799 \text{ 百万円} \times 100 = 14.6\%$$

これらを基に、研究開発法人37法人に係る減収見込額を算定する。

（研究開発法人37法人分の減収見込額）

法人税	2,768百万円 × 14.6% × 25.5% (税率)	≒	<u>103.1 百万円</u>
法人住民税	103.1百万円 × 17.3% (標準税率)	≒	<u>17.8 百万円</u>
事業税	2,768百万円 × 14.6% × 8.4% (標準税率)	≒	<u>33.9 百万円</u>

## 2. 税額控除の導入に伴う減収見込み

国税庁の申告所得税標本調査結果（平成23年度分）を基に、寄附控除の申告を行った納税者（計：426,927人）について、所得階級毎の人数及び寄附金控除額から一人当たりの平均寄附金額を計算した。（表1参照）

＜表1＞

	所得階級	人数(人)	割合(%)	寄附金控除額 (百万円)	1人当たり寄附額(推計) (万円)	表2の 対応
(a)	0~150万円以下	36,026	8.4%	1,012	3.01	—
(b)	~300万円以下	95,454	22.4%	3,203	3.56	(あ)
(c)	~500万円以下	78,214	18.3%	3,686	4.91	(い)
(d)	~800万円以下	66,400	15.6%	4,279	6.64	(う)
(e)	~1,000万円以下	26,083	6.1%	2,165	8.50	(え)
(f)	~2,000万円以下	68,766	16.1%	8,430	12.46	(お)
(g)	2,000万円以上	55,984	13.1%	28,226	50.62	(か)
		426,927		50,998		

※1人当たり寄附額(推計) = 寄附金控除額 / 人数 + 2,000円

※1人当たりの平均寄附金額は、119,453円。

＜表2＞

	課税対象となる所得の額	所得税の計算方式
(あ)	195万円以下	5%
(い)	195万円超~330万円以下	10% - 97,500円
(う)	330万円超~695万円以下	20% - 427,500円
(え)	695万円超~900万円以下	23% - 636,000円
(お)	900万円超~1,800万円以下	33% - 1,536,000円
(か)	1,800万円超	40% - 2,796,000円

課税対象となる所得の額に応じて決められた所得税率を基に（表2参照）、所得控除方式と税額控除方式（2,000円を超える寄附について40%控除）による差額、すなわち税額控除をした場合の減税効果を算出する。

（算出例）→（税額控除額 - 所得控除額） = 各所得階層1人当たりの減収見込額

a → 所得税非課税と想定

$$b \ [ \{ ( 35,600 - 2,000 ) \times 0.4 \} - \{ ( 35,600 - 2,000 ) \times 0.05 \} ] = 11,760 \text{ 円}$$

$$c \ [ \{ ( 49,100 - 2,000 ) \times 0.4 \} - \{ ( 49,100 - 2,000 ) \times 0.1 \} ] = 14,130 \text{ 円}$$

$$d \ [ \{ ( 66,400 - 2,000 ) \times 0.4 \} - \{ ( 66,400 - 2,000 ) \times 0.2 \} ] = 12,880 \text{ 円}$$

$$e \ [ \{ ( 85,000 - 2,000 ) \times 0.4 \} - \{ ( 85,000 - 2,000 ) \times 0.23 \} ] = 14,110 \text{ 円}$$

$$f \ [ \{ ( 124,600 - 2,000 ) \times 0.4 \} - \{ ( 124,600 - 2,000 ) \times 0.33 \} ] = 8,582 \text{ 円}$$

$$g \ [ \{ ( 506,200 - 2,000 ) \times 0.4 \} - \{ ( 506,200 - 2,000 ) \times 0.4 \} ] = 0 \text{ 円}$$

※gは、差額0円

別紙

過去3年間の文科省所管の10対象法人に対する個人寄附のうち、最も寄附件数の多い平成24年度実績：2,496件を基に、税額控除の導入に伴うインセンティブ付与及び寄附募集努力により、1.5倍に寄附件数が増加すると仮定して37法人分の予想寄附者数を算出し、<表1>の寄附者数の分布に当てはめ、1人当たりの減収見込み額を掛けて合計し、減収見込額を算出する。

予想寄附者数：13,853人

- a → 所得税非課税のため算出しない
- b (13,853人 × 22.4%) × 11,760円 = 36,492,127円
- c (13,853人 × 18.3%) × 14,130円 = 35,820,949円
- d (13,853人 × 15.6%) × 12,880円 = 27,834,556円
- e (13,853人 × 6.1%) × 14,110円 = 11,923,416円
- f (13,853人 × 16.1%) × 8,582円 = 19,140,718円
- g → 減収が発生しないため算出しない

b～eを合計した 131,211,766円 ≒ 131百万円が減収見込額となる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	研究開発法人への寄附に係る税制措置 (国税11)(法人税:義、所得税:外)(地方税10)(法人住民税:義、法人事業税:義)
2	要望の内容	研究開発法人への法人からの寄附金について、国立大学法人並みに全額損金算入が認められる「指定寄附金」の取扱いとする。 法人税について当該措置が認められた場合、法人住民税法人税割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。  また、研究開発法人への個人からの寄附金について、税額控除と所得控除の選択制を導入する。  (※)「研究開発法人」とは、「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」(研究開発力強化法)第二条第八項に定める独立行政法人を指し、環境省所管の法人としては、国立環境研究所が該当。
3	担当部局	環境省総合環境政策局総務課環境研究技術室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成22年度の税制改正要望において、研究開発力強化法に基づく研究開発法人への寄附金について、全額損金算入できる指定寄附金に指定する制度の創設を要望。 (平成25年度の税制改正要望においては今回の要望とは異なる法人を対象にした国立研究開発行政法人として、法人寄附の指定寄附金、個人寄附の税額控除の創設を要望。)
6	適用又は延長期間	—
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 研究開発法人について、自己収入(寄附金収入)の増大を図ることにより研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、もって世界第一線の研究成果を生み出し、イノベーション創出に寄与することを目的とする。  《政策目的の根拠》 厳しい財政事情の下、研究開発法人としては、研究開発に必要な資金収入を多様な方法により拡充を図り、自立的な事業活動を促進することが必要である。 このため、研究開発法人への寄附税制について、イノベーション創出促進の観点から、民間企業等からの寄附を一層促進するための税制面での環境整備が必要とされている。 第4期の科学技術基本計画では、国は、現行制度においても、運用上、改善が可能なものについては、早急に見直しを検討することとしており、また、研究開発法人に対して必要な予算措置を行うとともに、研究開発法人における共同研究や受託研究の受入れ等による外部資金の導入を促進するとしてい

	<p>る。</p> <p>また、研究開発法人については、日本再興戦略(平成25年6月閣議決定)などで示された方針に沿って検討を進めているところであり、現行制度においても、<u>運用上改善が可能なものについては速やかに対応を図り、特に、外部資金を積極的に活用するインセンティブを与えるため、自己収入(寄附金収入分等)を確保した分運営費交付金が削減される仕組みは直ちに見直す</u>とされている。</p> <p>さらに、自民党・科学技術・イノベーション戦略調査会の「わが国の研究開発力強化に関する提言(中間報告)」(平成25年5月14日)では総理の提唱する「世界で最もイノベーションに適した国」を実現するため、研究開発力を強化し、国際競争力を勝ち抜く方策について検討を重ねられ、世界最高水準の研究環境を整備する方策の一つとして、<u>寄附税制の拡充について、「全額損金算入の適用や、税額控除の導入・要件の見直しなど、研究開発法人・国立大学法人・学校法人について自己財源確保のための寄附税制を拡充すべき。」</u>と明示されている。</p> <p>また、環境基本計画(平成24年4月閣議決定)においては、「<u>国や地方公共団体は、・・・環境技術開発に取り組む民間企業や大学等の研究機関にインセンティブを与えるような研究開発支援を充実させる。</u>」と記載されている。</p>
② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>現在、研究開発法人については、日本再興戦略(平成25年6月閣議決定)などで示された方針に沿って検討を進めているところであり、日本再興戦略においては、以下のとおり記載されている。</p> <p>①研究開発の特性(長期性、不確実性、予見不可能性及び専門性)を踏まえた世界最高水準の法人運営を可能とする新たな制度を創設する(次期通常国会に法案提出を目指す)。</p> <p>②法的措置が必要なものと運用によって十分に改善が可能なものを早急にしゅん別し、給与、調達、自己収入の扱い、中期目標期間を越えた繰越等の改善が必要な事項に関し、現行制度においても、<u>運用上改善が可能なものについては速やかに対応を図る。</u></p> <p>③特に、<u>外部資金を積極的に活用するインセンティブを与えるため、自己収入(寄附金収入分等)を確保した分運営費交付金が削減される仕組みは直ちに見直す。</u></p>
③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 イノベーション創出に資するため、寄附による研究開発法人の自己収入を増大させる。 ただし、同時に運営費交付金の算定時に寄附金収入が控除されるしくみは制度上見直す必要がある。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 単年度における、寄附収入金額。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 租税特別措置等により、寄附による研究開発法人の自己収入を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、イノベーション創出に寄与する。 その際に、同時に運営費交付金の算定時に寄附金収入が控除されるしくみは制度上見直す必要がある。</p>

8 有効性等	① 適用数等	—
	② 減収額	<p>37研究開発法人で、 国税: 平年度 234 地方税: 平年度 52</p> <p>(単位:百万円)</p>
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 租税特別措置等により、研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブを付与し、寄附による研究開発法人の自己収入を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、イノベーション創出に寄与する。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 租税特別措置等で、研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブ(法人税、所得税上の優遇による、寄附の促進、寄附文化の発展等)を付与することによって、将来年度における、寄附収入金額増大に結びつける。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブ(法人税、所得税上の優遇による、寄附の促進、寄附文化の発展等)が付与されない。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 当該租税特別措置等により、研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブを付与し、寄附による研究開発法人の自己収入を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、イノベーション創出に寄与する。 ただし、同時に運営費交付金の算定時に寄附金収入が控除されるしくみは制度上見直す必要がある。</p>
9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブ(法人税、所得税上の優遇による、寄附の促進、寄附文化の発展等)として、税制上の優遇措置が有効である。</p> <p>また、研究開発法人にとっても、自己収入(寄附金受入)の増大が図られ、限られた予算の中で国にとって重要な課題を効率的に実施することが可能となる。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>【所得税法】 ・独立行政法人への個人からの寄附金は、特定公益増進法人に対する寄附金として所得控除(寄附金控除)(所得税法第78条)</p> <p>【法人税】 ・独立行政法人への法人からの寄附金は特定公益増進法人に対する寄附金として損金算入の特例措置 (法人税法第37条)</p>

		③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期		—

【環境07】

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充	府省名	環境省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。  
 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」及び政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

## ＜点検結果表の別紙＞

## 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）

政策体系における位置付けは「9-3. 環境問題に対する調査・研究・技術開発」である。

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）

【別紙】参照。

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成23年度の適用数等については、「租税特別措置の適用実態調査」により把握しており、評価書中①「適用数等」及び②「減収額」において説明している。当該調査結果が公表されていない平成24年度及び25年度の実績（見込み）については、以下のとおり。

なお、これら実績（見込み）の試算は、平成25年度経済産業省アンケート調査結果及び平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、研究開発税制を活用した、又は税制を活用する見込みと回答した企業数及び金額を抽出し、当該数値を補正する（平成23年度に係る回答企業数及び適用金額を「租税特別措置の適用実態調査」に示す23年度の適用企業数及び適用金額で除することでアンケート調査のカバー率を算出し、回答した企業数及び金額を当該カバー率で割り戻す）ことにより算出している（25年度については、回答企業数が少なく試算できないため、24年度と同じ数値とした）。

		適用企業数	適用金額（百万円）
平成24年度	総額型（中小企業のみ）	5,290／事業年度	17,724
	増加型	2,289／事業年度	16,452
	高水準型	120／事業年度	12,296
平成25年度	総額型（中小企業のみ）	5,290／事業年度	21,789
	増加型	2,289／事業年度	16,452
	高水準型	120／事業年度	12,296

- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

前回要望時（平成24年度）における総額型の適用数等の見込み（平成23年度）と「租税特別措置の適用実態調査」による実績は以下のとおりであり、研究開発税制の適用数・適用金額は、所期の想定と比較して想定外に僅少ではない。

	適用企業数	適用金額
前回要望時の見込み	6,475／事業年度	3,735 億円
調査による実績	7,396／事業年度	3,072 億円

また、「租税特別措置の適用実態調査」記載の平成23年度実績によると、増加型・高水準型上乗せ措置の活用が想定外に特定の産業等に偏っている事実はないことが確認できる（評価書中8①「適用数等」欄を参照）。

さらに、会社標本調査（国税庁）の長期時系列データ（<http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/jikeiretsu/xls03/k03.xls>）によっても、増加型上乗せ措置等が製造業を中心としつつ各種産業により活用されている実態を確認できる。

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成26年度の適用額の将来予測の算出方法は、以下のとおり。

- 増加型上乗せ措置

平成25年度経済産業省アンケート調査結果において、平成24年度に増加型を活用した企業を抽出の上、それら企業において控除率が30%であった場合の適用額を試算（当該試算の額が控除上限を超える場合は当該控除上限の額）し、上記④記載のカバー率で補正することにより控除率が30%に引き上げられた場合の適用額を算出している。また、それら企業のうち、平成22年度及び23年度において控除率が30%であった場合に当該年度の控除額が法人税額の10%に達していない企業を抽出し、当該企業においては26年度に生じた超過額を27年度以降においても繰越控除できる企業であるものと仮定し、当該企業において単年度で繰越控除できる額を上記④記載のカバー率で補正することにより、増加型上乗せ措置に係る繰越制度の適用額を算出している。事前評価書記載の適用額は、控除率が30%に引き上げられた場合の適用額増加型及び上乗せ措置に係る繰越制度の適用額を足し合わせた数値となる。

- 総額型（中小企業）

平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成24年度に総額型を活用した企業を抽出の上、それら企業において控除率が20%であった場合の適用額を試算し、上記④記載のカバー率で補正することにより算出している。

平成26年度の適用件数の将来予測の算出方法は、以下のとおり。

- 増加型上乗せ措置

平成25年度経済産業省アンケート調査結果及び平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成26年度に増加型を活用する見込みと回答した企業数を算出の上、上記④記載のカバー率で補正することにより、控除率が30%に引き上げられた場合の適用数を算出している。また、繰越制度の適用件数については、上記記載の繰越控除できる企業数の増加型活用企業数（平成24年度実績）における割合を算出し、これを26年度における増加型上乗せ措置の適用件数に掛け合わせることで算出している。

- 高水準型上乗せ措置

平成25年度経済産業省アンケート調査結果及び平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成26年度に高水準型を活用する見込みと回答した企業数を算出の上、上記④記載のカバー率で補正することにより算出している。

- 総額型（中小企業）

平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成26年度に総額型を活用する見込みと回答した企業数を算出の上、上記④記載のカバー率で補正することにより算出している。

【環境07】

平成 27 年及び 28 年度の将来予測については以下のとおり。なお、平成 27 年度及び 28 年度の適用件数見込みについては、現時点において適用件数を増減させる要素が明確でないことから、26 年度見込みと同数としている。また、適用金額については、日本再興戦略期間中は名目 GDP が毎年 3% 増加する見込みであることから、27 年度見込みについては 26 年度見込みの 103% に相当する額、28 年度見込みについては 27 年度見込みの 103% に相当する額としている。

		適用企業数	適用金額 (百万円)
平成 27 年度	総額型 (中小企業のみ)	5,290 / 事業年度	33,066
	増加型	1,360 / 事業年度	57,790
	高水準型	127 / 事業年度	12,562
平成 28 年度	総額型 (中小企業のみ)	5,290 / 事業年度	34,058
	増加型	1,360 / 事業年度	59,524
	高水準型	127 / 事業年度	12,939
平成 29 年度	総額型 (中小企業のみ)	5,290 / 事業年度	35,080
	増加型	1,360 / 事業年度	61,310
	高水準型	127 / 事業年度	13,327

⑦ 減収額の実績把握 (評価書中 8②「減収額」欄への補足説明)

「会社標本調査」(<http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/kaishahyohon2009/pdf/11.pdf>) (<http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/kaishahyohon2010/pdf/12.pdf>) 及び「租税特別措置の適用実態調査」([http://www.mof.go.jp/tax\\_policy/reference/stm\\_report/houkoku01.pdf](http://www.mof.go.jp/tax_policy/reference/stm_report/houkoku01.pdf)) については、公表資料に記載された適用件数及び適用額を、そのまま転載している。それ以外の試算については、上記④を参照。

⑧ 減収額の将来予測 (評価書中 8②「減収額」欄への補足説明)

上記⑥を参照。

⑩ 税収減是認の効果の実績確認 (評価書中 8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明)

平成 23 年度の研究開発税制の活用による、当該年度における研究開発投資の押し上げ効果及び対 GDP 比率への寄与率は以下のとおりであり、研究開発税制は研究開発投資の対 GDP 比率の押し上げに貢献している。よって、本租税特別措置等の税収減には、是認するに足る効果があるといえる。

- 上記③において示した総額型の押し上げ倍率 (2.33) 及び「租税特別措置の適用実態調査」記載の実績から平成 23 年度における研究開発投資押し上げ額を試算すると、6,636 億円となる。  
(総額型部分 (中小含む)) 284,793 百万円 × 2.33 倍 = 663,568 百万円
- 上記押し上げの効果として、民間試験研究費約 12.3 兆円 (平成 23 年度実績額) は約 5.5% 押し上げられている。このことから、研究開発税制は、対 GDP 民間研究開発投資比率の増加に貢献したといえる。

点検項目③(達成目標にかかる測定指標)

【別紙】

- H25年経産省アンケート調査(現在集計・精査中)に基づき、増加型上乘せ措置による押し上げ効果を試算したところ、控除率が30%の場合、**3.15倍**(精査中)。
- 中小企業における控除率引上げの押し上げ効果については、**2.33倍**。

増加型上乘せ措置にかかる押し上げ倍率

(H25年経産省アンケート調査(現在集計・精査中)に基づく)

・増加型の控除率が30%であれば66.3%の企業が10%の研究開発費を増加させると回答しているため、日本全体での研究開発費の増加割合を10%×66.3%=6.63%と仮定し、増加型の控除率が30%の場合の押し上げ倍率を算出した。

A: 試験研究費(百万円)	3,268,209
B: 試験研究費増加額(百万円) (A × 6.63%)	216,682
C: 増加型活用割合 (増加型活用企業/試験研究費増加企業)	78.4%
D: 修正後増加額(百万円) (B × C)	169,878
E: 控除額(百万円)(経産省試算)	53,930
押し上げ倍率(D ÷ E)	3.15

※ ただし、データソースとしたH25年度アンケート調査は、現在集計及び精査中であるため、ここでの数値はあくまで暫定的なものである。

総額型にかかる押し上げ倍率

・Kasahara et al.の研究論文(※1)に基づくもの。当該論文では、線形投資モデルを用い、「企業活動基本調査」(経済産業省統計)をデータソースとして製造業を対象とした回帰分析を行うことにより、各変数を算出。その結果、以下のとおり、研究開発税制による実行税額控除率(※2)の1%上昇は、企業の研究開発投資額を2.33%増加させるとの結論を得ている。

(線形投資モデル)

$$\Delta \ln RD_{it} = \beta \Delta \tau_{it} + \gamma \Delta \ln Y_{it} + \Delta \eta_{it} + \Delta \varepsilon_{it}$$

ただし、RD<sub>it</sub>: t年における会社の研究開発費  
 $\tau_{it}$ : t年における会社の研究開発減税の効果率  
 $Y_{it}$ : t年における会社の売上高  
 $\eta_{it}$ : t年の時間効果  
 $\varepsilon_{it}$ : t年における会社の研究開発費に影響を与える観測不可能要素

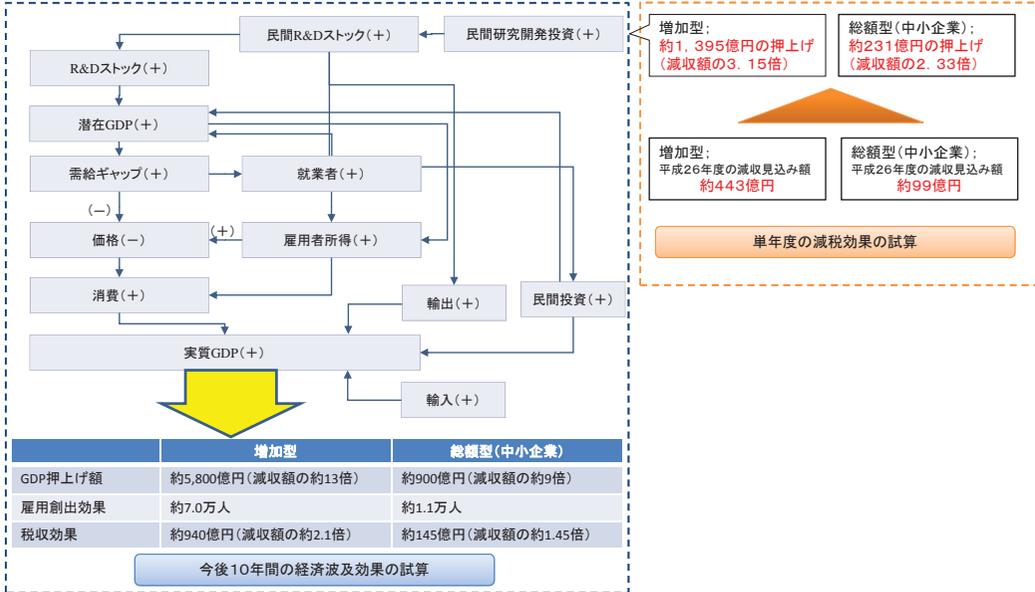
	回帰分析結果	Constant	Observation
$\Delta \ln RD_{it}$	2.3304	-0.2235	1915
	[0.619]	[0.060]	

\*[ ]内は標準偏差

\*1 Kasahara, H., Shimotsu, K. and Suzuki, M. (2011) "How Much Do R&D Tax Credits Affect R&D Expenditures? Japanese tax credit reform in 2003" RIETI Discussion Paper Series 11-E-072  
 \*2 (控除額/研究開発投資額) × 100

指摘事項⑩(適切な測定指標)

○ 需要と供給の両面を勘案したモデル分析(研究開発投資による技術力の向上→良質で安価な製品への需要喚起→消費増大(生産増大)といった経路を基本構造とするマクロ経済モデル)により、研究開発税制による我が国のGDP押し上げ効果等を算出できる。



租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充(国税12)(法人税:義、所得税:外)
2	要望の内容	① 増加型上乗せ措置の控除率の30%への引上げ(拡充)(平成28年度まで) ② 増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設(繰越期間最大3年)(平成29年度まで) ③ 高水準型上乗せ措置の延長(平成27年度まで) ④ 総額型措置のうち、中小企業の控除率を12%から20%に引上げ(平成28年度まで)
3	担当部局	環境省総合環境政策局総務課環境研究技術室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	・増加型:昭和42年度創設 ・中小企業技術基盤強化税制:昭和60年度創設 ・特別共同試験研究に係る税額控除制度:平成5年度創設 ・総額型:平成15年度創設 ・高水準型:平成20年度創設 ・平成24年度税制改正にて、上乗せ措置(増加型・高水準型)の適用期間を2年延長 ・平成25年度税制改正にて、総額型の控除上限を20%から30%に引上げ(2年間の時限措置)
6	適用又は延長期間	○増加型上乗せ措置の控除率の30%への引上げ(平成28年度末まで) ○増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設(繰越期間最大3年)(平成29年度まで) ○高水準型上乗せ措置の延長(平成27年度末まで) ○総額型措置のうち、中小企業の控除率を12%から20%に引上げ(平成28年度末まで)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の研究開発投資総額(平成23年度:17.4兆円)の約7割(同:12.3兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化する。 具体的には、民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す。数値水準としては、対GDP比3%以上である。 《政策目的の根拠》 日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 3. 科学技術イノベーションの推進 ⑥官・民の研究開発投資の強化 「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。 これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上

		にするとの目標に加え、政府研究開発投資を対 GDP 比の1%にすることを 目指すこととする。』
② 政策体系 における 政策目的 の位置付 け	9. 環境政策の基盤整備  ○日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定） 3. 科学技術イノベーションの推進 ⑥官・民の研究開発投資の強化 「民間研究開発投資を今後3年以内に対 GDP 比で世界第1位に復活す ることを目指し、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、 （中略）、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備す る。 これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比の4%以上 にするとの目標に加え、政府研究開発投資を対 GDP 比の1%にすることを 目指すこととする。』  ○第4期科学技術基本計画（平成23～27年度）（平成23年8月閣議 決定） 第3章 科学技術イノベーションに適した環境創出 3. 重点的取組 （7）新規事業に取り組む企業の活性化 ②主な施策 「国として、・・・民間研究開発投資への税制優遇措置等について検討 を行うことが必要である。』  ○経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）（平成25年6月14日 閣議決定） 第2章 強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活の実現 1. 成長戦略の基本設計 （1）生産性の向上を生む科学技術イノベーションなどの基盤強化（日 本産業再興プラン） ①民間投資の拡大等 「民間設備投資や研究開発投資の拡大、事業再編・事業組換を促進し、 産業の新陳代謝を進める。』  ○環境基本計画（平成24年4月27日閣議決定） 第2部 今後の環境政策の具体的な展開 第1節 経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進 第2項 グリーンイノベーションの推進 3. 施策の基本的方向 「国や地方公共団体は、・・・環境技術開発に取り組む民間企業や大学等 の研究機関にインセンティブを与えるような研究開発支援を充実させ る。』	
③ 達成目標 及び測定 指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資を今後3年以内に対 GDP 比で世界第1位に復活する （日本再興戦略）。数値水準としては、対 GDP 比3%以上である。  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し 上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高め、イノベー	

		ションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化することに大きく 寄与することが可能。																																				
8 有効性 等	① 適用数等	○利用実績（うち中小企業分（資本金1億円以下）） ＜上乗せ措置（増加型もしくは高水準型）を活用する企業＞ 平成21年度 1,544／事業年度（1,019／事業年度） 平成22年度 1,868／事業年度（1,284／事業年度） 平成23年度 1,993／事業年度（1,311／事業年度） （出典：平成21年度及び22年度は国税庁「会社標本調査」、平成23年度 は財務省「租税特別措置の適用実態調査」）  ＜増加型（上乗せ措置の内数）＞ 平成23年度 1,866／事業年度（1,228／事業年度） （出典：財務省「租税特別措置の適用実態調査」） ※平成21年度及び22年度については、増加型上乗せ措置のみの利用実 績は公表されていない。  ＜高水準型（上乗せ措置の内数）＞ 平成23年度 127／事業年度（83／事業年度） （出典：財務省「租税特別措置の適用実態調査」） ※平成21年度及び22年度については、高水準型上乗せ措置のみの利用 実績は公表されていない。  ○将来推計（平成26年度） ・増加型上乗せ措置 1,360／事業年度 ・増加型上乗せ措置に係る繰越制度 325／事業年度 ・高水準型上乗せ措置 127／事業年度 ・中小企業の控除率の引上げ 5,290／事業年度 （平成25年度経産省アンケート調査結果による試算）  ○利用業種 平成23年度において、下記の通り、幅広い業種で利用されている。 【上乗せ措置（増加型もしくは高水準型）】																																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用企業数</th> <th>うち中小企業数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総計</td> <td>1,993</td> <td>1,311</td> </tr> <tr> <td>食料品</td> <td>144</td> <td>97</td> </tr> <tr> <td>化学</td> <td>261</td> <td>135</td> </tr> <tr> <td>窯業等</td> <td>36</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>金属</td> <td>110</td> <td>82</td> </tr> <tr> <td>機械</td> <td>137</td> <td>82</td> </tr> <tr> <td>産業用電気機械</td> <td>124</td> <td>93</td> </tr> <tr> <td>輸送用機械</td> <td>87</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>理化学機械</td> <td>52</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>その他製造業</td> <td>374</td> <td>271</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>248</td> <td>187</td> </tr> </tbody> </table>		適用企業数	うち中小企業数	総計	1,993	1,311	食料品	144	97	化学	261	135	窯業等	36	17	金属	110	82	機械	137	82	産業用電気機械	124	93	輸送用機械	87	30	理化学機械	52	39	その他製造業	374	271	卸売業	248	187
	適用企業数	うち中小企業数																																				
総計	1,993	1,311																																				
食料品	144	97																																				
化学	261	135																																				
窯業等	36	17																																				
金属	110	82																																				
機械	137	82																																				
産業用電気機械	124	93																																				
輸送用機械	87	30																																				
理化学機械	52	39																																				
その他製造業	374	271																																				
卸売業	248	187																																				

	サービス業	242	183
	その他	178	95
<b>【うち増加型】</b>			
	適用企業数	うち中小企業数	
総計	1,866	1,228	
食料品	143	96	
化学	234	127	
窯業等	36	17	
金属	108	80	
機械	131	79	
産業用電気機械	116	88	
輸送用機械	83	29	
理化学機械	46	34	
その他製造業	359	261	
卸売業	239	181	
サービス業	205	153	
その他	166	83	
<b>【うち高水準型】</b>			
	適用企業数	うち中小企業数	
総計	127	83	
食料品	1	1	
化学	27	8	
窯業等	0	0	
金属	2	2	
機械	6	3	
産業用電気機械	8	5	
輸送用機械	4	1	
理化学機械	6	5	
その他製造業	15	10	
卸売業	9	6	
サービス業	37	30	
その他	12	12	
(出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)			
②: 減収額	○減収額実績 (うち中小企業分(資本金1億円以下)) <上乗せ措置(増加型もしくは高水準型)を活用する企業> 平成21年度 133億円(6億円) 平成22年度 224億円(10億円) 平成23年度 232億円(12億円)		

	(出典:平成21年度及び22年度は国税庁「会社標本調査」、平成23年度は財務省「租税特別措置の適用実態調査」)  <増加型(上乗せ措置の内数)> 平成23年度 116億円(11億円) (出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)  <高水準型(上乗せ措置の内数)> 平成23年度 116億円(1億円) (出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)  ○将来推計 平成26年度 ▲544億円 (平成25年度経産省アンケート調査結果による試算)																																																						
③: 効果・達成目標の実現状況	<<政策目的の実現状況>>(分析対象期間:平成18年~平成22年) 我が国は、2008年をピークに、官民合わせた研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている4%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。  ○主要国の対GDP研究開発投資比率(単位:%) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2006</th> <th>2007</th> <th>2008</th> <th>2009</th> <th>2010</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>韓国</td> <td>3.01</td> <td>3.21</td> <td>3.36</td> <td>3.56</td> <td>3.74</td> </tr> <tr> <td>日本</td> <td>3.41</td> <td>3.46</td> <td>3.47</td> <td>3.36</td> <td>3.26</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>2.65</td> <td>2.72</td> <td>2.86</td> <td>2.91</td> <td>2.83</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>2.54</td> <td>2.53</td> <td>2.69</td> <td>2.82</td> <td>2.80</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>2.11</td> <td>2.08</td> <td>2.12</td> <td>2.27</td> <td>2.24</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.74</td> <td>1.77</td> <td>1.78</td> <td>1.84</td> <td>1.80</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>1.39</td> <td>1.40</td> <td>1.47</td> <td>1.70</td> <td>1.76</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>1.07</td> <td>1.12</td> <td>1.04</td> <td>1.25</td> <td>1.16</td> </tr> </tbody> </table> *2010年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国 (出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 2012/02」)  <今後の達成予測> 主要先進諸国等において研究開発投資が拡充されている中ではあるが、本租税特別措置の効果を通じて、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準(第1位)に押し上げることができるものと考えられる。  <<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>(分析対象期間:平成18年~平成22年) 我が国は、2008年をピークに民間の研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている3%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。 *民間の研究開発費の対GDP比率の目標 官民合わせた目標(4%以上)から、政府分(1%)を除いた数値  ○主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%)		2006	2007	2008	2009	2010	韓国	3.01	3.21	3.36	3.56	3.74	日本	3.41	3.46	3.47	3.36	3.26	アメリカ	2.65	2.72	2.86	2.91	2.83	ドイツ	2.54	2.53	2.69	2.82	2.80	フランス	2.11	2.08	2.12	2.27	2.24	イギリス	1.74	1.77	1.78	1.84	1.80	中国	1.39	1.40	1.47	1.70	1.76	ロシア	1.07	1.12	1.04	1.25	1.16
	2006	2007	2008	2009	2010																																																		
韓国	3.01	3.21	3.36	3.56	3.74																																																		
日本	3.41	3.46	3.47	3.36	3.26																																																		
アメリカ	2.65	2.72	2.86	2.91	2.83																																																		
ドイツ	2.54	2.53	2.69	2.82	2.80																																																		
フランス	2.11	2.08	2.12	2.27	2.24																																																		
イギリス	1.74	1.77	1.78	1.84	1.80																																																		
中国	1.39	1.40	1.47	1.70	1.76																																																		
ロシア	1.07	1.12	1.04	1.25	1.16																																																		

	2006	2007	2008	2009	2010
韓国	2.32	2.45	2.53	2.64	2.80
日本	2.63	2.70	2.72	2.54	2.49
アメリカ	1.86	1.93	2.04	2.03	1.93
ドイツ	1.78	1.77	1.86	1.91	1.88
フランス	1.33	1.31	1.33	1.40	1.41
イギリス	1.07	1.11	1.10	1.11	1.10
中国	0.99	1.01	1.08	1.25	1.29
ロシア	0.72	0.72	0.66	0.78	0.70

\*2010年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国  
(出典：OECD「Main Science and Technology Indicators 2012/02」)

また、中小企業においては、リーマンショック以降業況の回復に遅れが生じており、研究開発投資も低い水準に留まっている。

なお、平成25年度の税制改正要望時においては、以下記載の政策に基づき平成32年度までに民間研究開発投資を対GDP比で3%以上にすることを目標としていたが、平成26年度税制改正要望においては、日本再興戦略に基づき、同目標達成の時期を平成28年度末に前倒ししている。

○日本再生戦略（平成24年7月閣議決定）  
2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。

○第4期科学技術基本計画（平成23年8月19日閣議決定）  
官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすることの目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%以上を目指すこととする。

<今後の達成予測>  
主要先進諸国等において研究開発税制が拡充されている中ではあるが、増加型上乗せ措置の控除率の引上げ、増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設および高水準型上乗せ措置の延長を実施することで、企業における研究開発投資を比較的短期間に拡大させる環境を整えることができるため、最高水準（第1位）の対GDP民間研究開発投資比率の確保に寄与することが可能と考えられる。

<<租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響>>  
リーマンショック後の民間研究開発投資の対GDP比率の大幅な落ち込みから脱却できていない現状が続き、わが国の成長力・国際競争力の壊滅的な低下が懸念される。

<<税収減を是認するような効果の有無>>  
日本再興戦略の当面の目標「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す」「官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にする」の達成に向け、以下の効果が期待される。

○増加型上乗せ措置の控除率の引上げ  
増加型上乗せ措置は、比較的短い期間において研究開発投資を促進する方策として有効であることから、控除率を30%に引き上げることで、日本再興戦略に明示された3年という限られた期間における研究開発投資の増加が期

		待できる。
		<p>○増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設 増加型上乗せ措置の控除率引上げによる増加インセンティブ効果をさらに高めるため、増加型上乗せ措置に係る繰越制度を新設する。 また、繰越発生年度に関わらず、繰越控除の期間を平成29年度（目標年度の翌年度）までとすることにより、研究開発投資をできる限り前倒しさせる効果が期待できる。また、繰越要件（対前年度比及び対前々年度比で試験研究費が増加していること）を設けることにより、平成28年度までの継続的な研究開発投資の増加効果も期待できる。</p> <p>○高水準型上乗せ措置の延長 高水準型上乗せ措置についても、その延長によって、高い研究開発投資水準の維持・拡大に対するインセンティブ効果を引き続き期待できる。</p> <p>○中小企業の控除率の引上げ 研究開発資金の確保が困難である中小企業の自主的かつ多様な研究開発を促進することにより、研究開発投資の増加のみならず、新規産業・雇用機会の創出等、地域経済の持続的経済成長が期待できる。</p> <p>また、今回要望による経済波及効果を試算したところ以下のとおりであり、税収減以上の高い効果があると考えられる。 ・平成26年度減収見込額 544億円 ↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果 ・研究開発投資押上げ額 1,243億円 ↓ GDP押上げ効果(マクロモデルによる計算) ・単年度の減収(544億円分)が、平成26年度～平成35年度までの10年間に及ぼす①GDP押上げ効果:4,947億円、②雇用創出効果:約6万人、③税収効果:約798億円</p> <p>さらに、日本再興戦略に記載のある民間研究開発投資を促進する他の施策(産学官オープンイノベーションの促進、研究開発型ベンチャーへの技術開発・実用化支援、知財戦略・国際標準化の促進、規制改革等)の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>我が国における研究開発投資の現状については、以下のとおり。 ①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高い(76.5%、主要国中トップ)。 ②企業が実施する研究開発費の大部分を企業が負担している(98.2%)。 ③政府による企業への直接支援が少ない(1.2%、主要国中最低)。</p> <p>すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要。 そのような中、研究開発税制は、企業の創意工夫あふれる自主的な研究開発投資を直接促すことが可能な措置であり、我が国の経済成長を実現するために妥当性がある措置と言える。このため、昭和42年に研究開発税制が創設されて以来、累次の見直しが行われてきている なお、研究開発に対する優遇税制措置は世界各国で導入されており、かつ、韓国等において、近年、拡充されている。</p>

	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。</p> <p>また、日本再興戦略に記載のある民間研究開発投資を促進する他の施策（産学官オープンイノベーションの促進、研究開発型ベンチャーへの技術開発・実用化支援、知財戦略・国際標準化の促進、規制改革等）の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>地方税法第23条第1項第4号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則抄第8条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成24年9月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充	府省名	環境省
税目	法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし			
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし			※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。  
 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」及び政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

## ＜点検結果表の別紙＞

## 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）  
政策体系における位置付けは、「9-3. 環境問題に対する調査・研究・技術開発」である。
- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）政策目的の根拠・政策体系での位置付け  
所期の目標が達成されていない原因として、次の点が挙げられる。
- ・ 中小企業においては、リーマンショック以降業況の回復に遅れが生じており、研究開発投資も低い水準にとどまっている。
- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）  
【別紙】参照。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
前回要望時（昨年度）における総額型の適用数等の見込み（平成23年度）と「租税特別措置の適用実態調査」による実績は以下のとおりであり、研究開発税制の適用数・適用金額は、所期の想定と比較して想定外に僅少ではない。

	適用企業数	適用金額
前回要望時の見込み	6,475/事業年度	3,735 億円
調査による実績	7,396/事業年度	3,072 億円

また、「租税特別措置の適用実態調査」記載の平成23年度実績によると、増加型・高水準型上乗せ措置、中小企業者の活用が想定外に特定の産業等に偏っている事実はないことが確認できる（評価書中8①「適用数等」欄を参照）。

さらに、「会社標本調査」（国税庁）の長期時系列データ（<http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/jikeiretsu/xls03/k03.xls>）によっても、増加型上乗せ措置等が製造業を中心として各種産業により活用されている実態を確認できる。

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
平成26年度の適用額の将来予測の算出方法は、以下のとおり。
- ・ 増加型上乗せ措置  
平成25年度経済産業省アンケート調査結果において、平成24年度に増加型を活用した企業を抽出の上、それら企業において控除率が30%であった場合の適用額を試算（当該試算の額が控除上限を超える場合は当該控除上限の額）し、下記⑦記載のカバー率で補正することにより控除率が30%に引き上げられた場合の適用額を算出している。また、それら企業のうち、22年度及び23年度において控除率が30%であった場合に当該年度の控除額が法人税額の10%に達していな

い企業を抽出し、当該企業においては26年度に生じた超過額を27年度以降においても繰越控除できる企業であるものと仮定し、当該企業において単年度で繰越控除できる額を下記⑦記載のカバー率で補正することにより、増加型上乗せ措置に係る繰越制度の適用額を算出している。事前評価書記載の適用額は、控除率が30%に引き上げられた場合の適用額増加型及び上乗せ措置に係る繰越制度の適用額を足し合わせた数値となる。

- ・ 総額型（中小企業）  
平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成24年度に総額型を活用した企業を抽出の上、それら企業において控除率が20%であった場合の適用額を試算し、下記⑦記載のカバー率で補正することにより算出している。

平成26年度の適用件数の将来予測の算出方法は、以下のとおり。

- ・ 増加型上乗せ措置  
平成25年度経済産業省アンケート調査結果及び平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成26年度に増加型を活用する見込みと回答した企業数を算出の上、下記⑦記載のカバー率で補正することにより、控除率が30%に引き上げられた場合の適用数を算出している。また、繰越制度の適用件数については、上記記載の繰越控除できる企業数の増加型活用企業数（平成24年度実績）における割合を算出し、これを26年度における増加型上乗せ措置の適用件数に掛け合わせることで算出している。
- ・ 高水準型上乗せ措置  
平成25年度経済産業省アンケート調査結果及び平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成26年度に高水準型を活用する見込みと回答した企業数を算出の上、下記⑦記載のカバー率で補正することにより算出している。
- ・ 総額型（中小企業）  
平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成26年度に総額型を活用する見込みと回答した企業数を算出の上、下記⑦記載のカバー率で補正することにより算出している。

平成27年度及び28年度の将来予測については以下のとおり。なお、平成27年度及び28年度の適用件数見込みについては、現時点において適用件数を増減させる要素が明確でないことから、26年度見込みと同数としている。また、適用金額については、日本再興戦略期間中は名目GDPが毎年3%増加する見込みであることから、平成27年度見込みについては26年度見込みの103%に相当する額、28年度見込みについては27年度見込みの103%に相当する額としている。

		適用企業数	適用金額（百万円）
平成27年度	総額型（中小企業のみ）	5,290/事業年度	33,066
	増加型	1,360/事業年度	57,790
	高水準型	127/事業年度	12,562
平成28年度	総額型（中小企業のみ）	5,290/事業年度	34,058
	増加型	1,360/事業年度	59,524
	高水準型	127/事業年度	12,939
平成29年度	総額型（中小企業のみ）	5,290/事業年度	35,080
	増加型	1,360/事業年度	61,310
	高水準型	127/事業年度	13,327

【環境08】

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

平成23年度の適用金額については、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」により、以下のとおり把握している。

措置名：試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	影響額
・ 中小企業技術基盤強化税制	3,881,485千円
・ 繰越中小企業者等税額控除限度額に係る税額控除	97,750千円
・ 試験研究費の増加額に係る税額控除	126,476千円
・ 平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除	185,193千円

当該調査結果が公表されていない平成24年度及び25年度の実績（見込み）については、以下のとおり。なお、これら実績（見込み）の試算は、平成25年度経済産業省アンケート調査結果及び平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、研究開発税制を活用した又は税制を活用する見込みと回答した企業数及び金額を抽出し、当該数値を補正する（平成23年度に係る回答企業数及び適用金額を「租税特別措置の適用実態調査」に示す23年度の適用企業数及び適用金額で除することでアンケート調査のカバー率を算出し、回答した企業数及び金額を当該カバー率で割り戻す）ことにより算出している（25年度については、回答企業数が少なく試算できないため、24年度と同じ数値とした）。

	適用企業数	適用金額（百万円）
平成24年度 総額型（中小企業のみ）	5,290／事業年度	17,724
増加型	2,289／事業年度	16,452
高水準型	120／事業年度	12,296
平成25年度 総額型（中小企業のみ）	5,290／事業年度	21,789
増加型	2,289／事業年度	16,452
高水準型	120／事業年度	12,296

ここで、地方税の減収見込み額については、適用金額に17.3%を掛けることにより算出する。

	適用企業数	減収額（百万円）
平成24年度 総額型（中小企業のみ）	5,290／事業年度	17,724×17.3%=3,066
増加型	2,289／事業年度	16,452×17.3%=2,846
高水準型	120／事業年度	12,296×17.3%=2,127
平成25年度 総額型（中小企業のみ）	5,290／事業年度	21,789×17.3%=3,769
増加型	2,289／事業年度	16,452×17.3%=2,846
高水準型	120／事業年度	12,296×17.3%=2,127

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

地方税の減収見込み額については、上記⑦の適用金額に17.3%を掛けることにより算出する。

	適用企業数	減収額（百万円）
平成27年度 総額型（中小企業のみ）	5,290／事業年度	33,066×17.3%=5,720

	増加型	1,360／事業年度	57,790×17.3%=9,998
	高水準型	127／事業年度	12,562×17.3%=2,173
平成28年度	総額型（中小企業のみ）	5,290／事業年度	34,058×17.3%=5,892
	増加型	1,360／事業年度	59,524×17.3%=10,298
	高水準型	127／事業年度	12,939×17.3%=2,238
平成29年度	総額型（中小企業のみ）	5,290／事業年度	35,080×17.3%=6,069
	増加型	1,360／事業年度	61,310×17.3%=10,607
	高水準型	127／事業年度	13,327×17.3%=2,306

⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

平成23年度の研究開発税制の活用による、当該年度における研究開発投資の押し上げ効果及び対GDP比率への寄与率は以下のとおりであり、研究開発税制は研究開発投資の対GDP比率の押し上げに貢献している。よって、本租税特別措置等の税収減には、是認するに足る効果があるといえる。

- ・ 上記③において示した総額型の押し上げ倍率（2.33）及び「租税特別措置の適用実態調査」記載の実績から平成23年度における研究開発投資押し上げ額を試算すると、6,636億円となる。  
（総額型部分（中小含む））284,793百万円×2.33倍=663,568百万円
- ・ 上記押し上げの効果として、民間試験研究費約12.3兆円（23年度実績額）は約5.5%押し上げられている。このことから、研究開発税制は、対GDP民間研究開発投資比率の増加に貢献したといえる。

点検項目③(達成目標にかかる測定指標)

【別紙】

○H25年経産省アンケート調査(現在集計・精査中)に基づき、増加型上乘せ措置による押上げ効果を試算したところ、控除率が30%の場合、**3.15倍**(精査中)。  
 ○中小企業における控除率引上げの押上げ効果については、**2.33倍**。

増加型上乘せ措置にかかる押上げ倍率

(H25年経産省アンケート調査(現在集計・精査中)に基づく)

・増加型の控除率が30%であれば66.3%の企業が10%研究開発費を増加させると回答しているため、日本全体での研究開発費の増加割合を10%×66.3%=6.63%と仮定し、増加型の控除率が30%の場合の押上げ倍率を算出した。

A: 試験研究費(百万円)	3,268,209
B: 試験研究費増加額(百万円) (A×6.63%)	216,682
C: 増加型活用割合 (増加型活用企業/試験研究費増加企業)	78.4%
D: 補正後増加額(百万円) (B×C)	169,878
E: 控除額(百万円)(経産省試算)	53,930
押上げ倍率(D÷E)	3.15

※ ただし、データソースとしたH25年度アンケート調査は、現在集計及び精査中であるため、ここでの数値はあくまで暫定的なものである。

総額型にかかる押上げ倍率

・Kasahara et al.の研究論文(※1)に基づくもの。当該論文では、線形投資モデルを用い、「企業活動基本調査」(経済産業省統計)をデータソースとして製造業を対象とした回帰分析を行うことにより、各変数を算出。その結果、以下のとおり、研究開発税制による実行税額控除率(※2)の1%上昇は、企業の研究開発投資額を2.33%増加させるとの結論を得ている。

(線形投資モデル)

$$\Delta \ln RD_{it} = \beta \Delta \tau_{it} + \gamma \Delta \ln Y_{it} + \Delta \eta_{it} + \Delta \varepsilon_{it}$$

ただし、RD<sub>it</sub>: t年における会社の研究開発費  
 τ<sub>it</sub>: t年における会社の研究開発減税の効果率  
 Y<sub>it</sub>: t年における会社の売上高  
 η<sub>it</sub>: t年の時間効果  
 ε<sub>it</sub>: t年における会社の研究開発費に影響を与える観測不可能要素

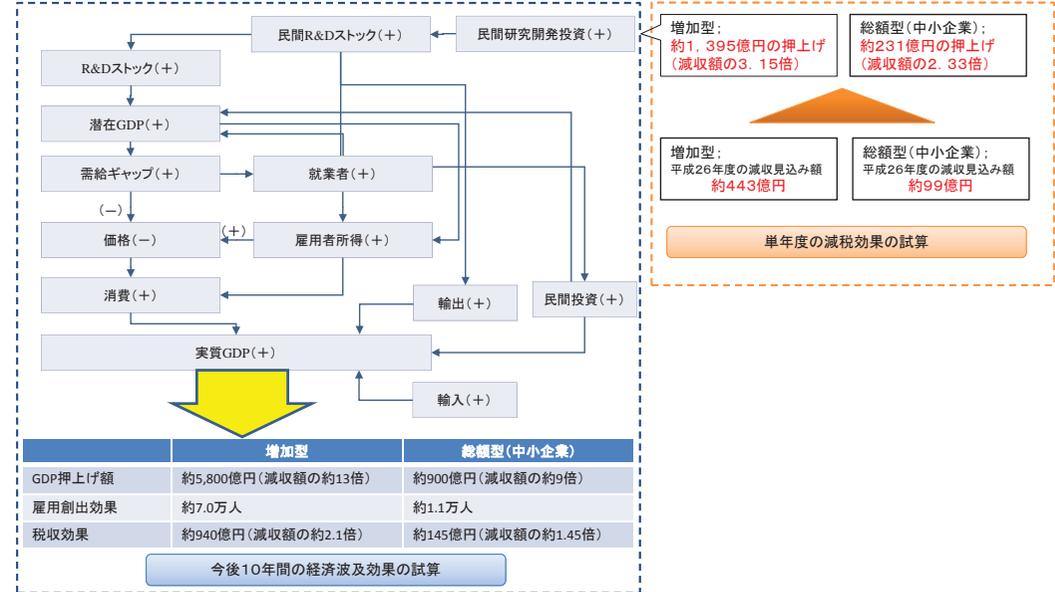
	回帰分析結果			
Δit	Δln Yit	Constant	Observation	
2.3304	0.5518	-0.2235		1915
[0.619]	[0.110]	[0.060]		

\*[ ]内は標準偏差

\*1 Kasahara, H., Shimotsu, K. and Suzuki, M. (2011) "How Much Do R&D Tax Credits Affect R&D Expenditures? Japanese tax credit reform in 2003" RIETI Discussion Paper Series 11-E-072  
 \*2 (控除額/研究開発投資額) × 100

指摘事項⑩(適切な測定指標)

○ 需要と供給の両面を勘案したモデル分析(研究開発投資による技術力の向上→良質で安価な製品への需要喚起→消費増大(生産増大)といった経路を基本構造とするマクロ経済モデル)により、研究開発税制による我が国のGDP押上げ効果等を算出できる。



租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充 (地方税11)(法人住民税:義)
2	要望の内容	・制度概要 法人住民税法人税割の課税標準となる法人税額は、原則として税額控除を行う前の法人税額を用いることとされているが、中小企業者の試験研究費の税額控除については、これらの税額控除後の法人税額を法人住民税の課税標準として用いることとされている。(大企業は税額控除前の法人税額が課税標準となる。)  ・要望内容 ① 増加型上乗せ措置の控除率を30%への引上げ(平成28年度末まで) ② 増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設(繰越期間最大3年)(時限措置) ③ 高水準型上乗せ措置の延長(平成27年度末まで) ④ 総額型措置のうち、中小企業の控除率を12%から20%に引上げ(平成28年度末まで)
3	担当部局	環境省総合環境政策局総務課環境研究技術室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和60年度 創設(税額控除率6%) 昭和63年度 2年間延長 平成2年度 3年間延長 平成5年度 2年間延長 平成7年度 2年間延長 平成9年度 1年間延長 平成10年度 税額控除率の拡充(6%→10%) 平成11年度 1年間延長 平成12年度 1年間延長 平成13年度 1年間延長 平成14年度 1年間延長 平成15年度 税額控除率の拡充(12%の恒久化) 税額控除率の3%上乗せ措置の拡充(12%→15%) 平成18年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)の拡充 税額控除率3%上乗せ措置の廃止(15%→12%) 平成20年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)または売上高の10%超過に係る税額控除の選択制の追加 平成21年度 試験研究費の総額に係る税額控除制度等について ①平成21、22年度において税額控除限度額を、当期の法人税額の20%から30%に引上げるとともに②平成21、22年度に生じる税額控除超過額について、平成23、24年度において税額控除の対象とすることを可能にする。 平成22年度 2年間延長(上乗せ措置) 平成24年度 2年間延長(同上) 平成25年度 総額型の控除上限を20%から30%に引き上げ(2年間の時限措置)

6	適用又は延長期間	○増加型上乗せ措置の控除率を30%への引上げ(平成28年度末まで) ○増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設(繰越期間最大3年)(平成29年度末まで) ○高水準型上乗せ措置の延長(平成27年度末まで) ○総額型措置のうち、中小企業の控除率を12%から20%に引上げ(平成28年度末まで)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の研究開発投資総額(平成23年度:17.4兆円)の約7割(同:12.3兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化する。 具体的には、民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す。数値水準としては、対GDP比3%以上である。 《政策目的の根拠》 日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 3. 科学技術イノベーションの推進 ⑥官・民の研究開発投資の強化 「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。 これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすると目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを旨とする。」  ② 政策体系における政策目的の位置付け 9. 環境政策の基盤整備 ○日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 3. 科学技術イノベーションの推進 ⑥官・民の研究開発投資の強化 「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。 これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすると目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを旨とする。」 ○第4期科学技術基本計画(平成23~27年度)(平成23年8月閣議決定) 第3章 科学技術イノベーションに適した環境創出 3. 重点的取組 (7) 新規事業に取り組む企業の活性化 ②主な施策 「国として、・・・民間研究開発投資への税制優遇措置等について検討を行うことが必要である。」 ○経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)(平成25年6月14日閣議決定) 第2章 強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活の実現 1. 成長戦略の基本設計 (1) 生産性の向上を生む科学技術イノベーションなどの基盤強化(日本産業再興プラン) ①民間投資の拡大等 「民間設備投資や研究開発投資の拡大、事業再編・事業組換を促進し、産業の新陳代謝を進める。」

		<p>○環境基本計画（平成24年4月27日閣議決定） 第2部 今後の環境政策の具体的な展開 第1節 経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進 第2項 グリーンイノベーションの推進 3. 施策の基本的方向 「国や地方公共団体は、・・・環境技術開発に取り組む民間企業や大学等の研究機関にインセンティブを与えるような研究開発支援を充実させる。」</p>												
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活する（日本再興戦略）。数値水準としては、対GDP比3%以上である。 また、中小企業は大企業に比べて研究開発投資リスクが高く、研究開発資金の確保が困難である。そのため、中小企業が行う競争力強化につながるための試験研究に対して特に充実した税制を講ずることにより、中小企業の経営革新や雇用機会の創出を促進させ、地域経済の活性化及び持続的な成長を実現する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 2009年版中小企業白書によれば、現に研究開発を行う企業に限定した場合、売上高に占める研究開発費の割合に大企業と中小企業との間で大きな差はなく、中小企業が大企業並みに研究開発に力を注いでいることが見てとれる。したがって、中小企業の研究開発を積極的に促すことにより、ものづくり基盤の強化につながるとともに研究開発投資の増大、更にはGDPの引き上げ効果につながる。</p>												
8 有効性等	① 適用数等	<p>適用数について、想定外に僅少および偏っていない旨を以下に示す。 国税及び地方税における中小企業利用実績</p> <p>平成19年度 5,747事業年度 平成20年度 4,657事業年度 平成21年度 4,411事業年度 平成22年度 5,313事業年度 平成23年度 5,290件</p> <p>【平成19～22年度：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」、平成23年度：財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】 （注）平成18年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータが表記されていない。</p> <p>主な業種別の本租特利用実績は以下のとおり多岐の業種にわたっていることから、偏り無く適用されていると見なすことができる。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>主な業種の本租特利用実績</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>平成23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械製造業</td> <td>11.2%</td> </tr> <tr> <td>化学工業</td> <td>16.5%</td> </tr> <tr> <td>輸送用機械器具製造業</td> <td>5.7%</td> </tr> <tr> <td>食料品製造業</td> <td>10.1%</td> </tr> <tr> <td>電気機械器具製造業</td> <td>8.4%</td> </tr> </tbody> </table>		平成23年度	機械製造業	11.2%	化学工業	16.5%	輸送用機械器具製造業	5.7%	食料品製造業	10.1%	電気機械器具製造業	8.4%
	平成23年度													
機械製造業	11.2%													
化学工業	16.5%													
輸送用機械器具製造業	5.7%													
食料品製造業	10.1%													
電気機械器具製造業	8.4%													

		<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>卸売業</td> <td>19.0%</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>14.9%</td> </tr> </table> <p>【平成23年度：財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】 将来推計としては、現行の制度体系が変わらないものと仮定していることから、約5,000件程度と推測される。</p>	卸売業	19.0%	サービス業	14.9%
卸売業	19.0%					
サービス業	14.9%					
	② 減収額	<p>1. 減収額について ○地方税における減収額 減収額実績 平成19年度 29億円 平成20年度 43億円 平成21年度 23億円 平成22年度 30億円 平成23年度 40億円 【平成19～22年度：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」、平成23年度：財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>（参考）国税における減収額 減収額実績（うち、税法上の中小企業分） 平成19年度 6,269億円（167億円） 平成20年度 2,881億円（246億円） 平成21年度 2,565億円（131億円） 平成22年度 3,726億円（174億円） 平成23年度 3,395億円（234億円） 【平成19～22年度：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」、平成23年度：財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>○増加型・高水準型における減収額 減収額実績 平成20年度 2.4億円 平成21年度 1.0億円 平成22年度 1.7億円 平成23年度 2.1億円</p> <p>（参考）国税のうち、増加型・高水準型における減収額 減収額実績（うち、税法上の中小企業分） 平成20年度 178億円（14億円） 平成21年度 133億円（6億円） 平成22年度 224億円（10億円） 平成23年度 232億円[増加型116億円、高水準型116億円]（12億円） 【平成19～22年度：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」、平成23年度：財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>（減収額の算出方法） 「税務統計から見た法人企業の実態」より中小企業技術基盤強化税制の利</p>				

	<p>用実績及び増加型を利用した資本金1億円以下の企業の実績を足し合わせて中小企業者による国税部分の減収額を算出したものに、17.3%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した。</p> <p>2. 利用実績について ○ 国税及び地方税における中小企業利用実績</p> <p>平成19年度 5,747事業年度 平成20年度 4,657事業年度 平成21年度 4,411事業年度 平成22年度 5,313事業年度 平成23年度 5,290件</p> <p>○ 増加型利用実績 平成23年度 1,228件</p> <p>○ 高水準型利用実績 平成23年度 83件</p> <p>【平成19～22年度：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」、平成23年度：財務省 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>○ 平成26年度減収見込額 ▲544億円(中小企業分 143億円)【うち地方税 25億円】</p> <p>(*)平成25年度経産省アンケート調査による減収額 ・増加型上乗せ措置の控除率の引上げ ▲380億円(▲6.4億円) ・増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設 ▲65億円(▲1.2億円) ・高水準型上乗せ措置の延長 ▲一億円(▲一億円) ・中小企業の控除率の引上げ ▲99億円(▲17.1億円)</p>																																																						
<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成18年～平成22年) 我が国は、2008年をピークに、官民合わせた研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている4%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。</p> <p>主要国の対GDP研究開発投資比率(単位：%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> <th>2008年</th> <th>2009年</th> <th>2010年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>韓国</td> <td>3.01</td> <td>3.21</td> <td>3.36</td> <td>3.56</td> <td>3.74</td> </tr> <tr> <td>日本</td> <td>3.41</td> <td>3.46</td> <td>3.47</td> <td>3.36</td> <td>3.26</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>2.65</td> <td>2.72</td> <td>2.86</td> <td>2.91</td> <td>2.83</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>2.54</td> <td>2.53</td> <td>2.69</td> <td>2.82</td> <td>2.80</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>2.11</td> <td>2.08</td> <td>2.12</td> <td>2.27</td> <td>2.24</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.74</td> <td>1.77</td> <td>1.78</td> <td>1.84</td> <td>1.80</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>1.39</td> <td>1.40</td> <td>1.47</td> <td>1.70</td> <td>1.76</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>1.07</td> <td>1.12</td> <td>1.04</td> <td>1.25</td> <td>1.16</td> </tr> </tbody> </table> <p>*2010年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国</p>		2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	韓国	3.01	3.21	3.36	3.56	3.74	日本	3.41	3.46	3.47	3.36	3.26	アメリカ	2.65	2.72	2.86	2.91	2.83	ドイツ	2.54	2.53	2.69	2.82	2.80	フランス	2.11	2.08	2.12	2.27	2.24	イギリス	1.74	1.77	1.78	1.84	1.80	中国	1.39	1.40	1.47	1.70	1.76	ロシア	1.07	1.12	1.04	1.25	1.16
	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年																																																		
韓国	3.01	3.21	3.36	3.56	3.74																																																		
日本	3.41	3.46	3.47	3.36	3.26																																																		
アメリカ	2.65	2.72	2.86	2.91	2.83																																																		
ドイツ	2.54	2.53	2.69	2.82	2.80																																																		
フランス	2.11	2.08	2.12	2.27	2.24																																																		
イギリス	1.74	1.77	1.78	1.84	1.80																																																		
中国	1.39	1.40	1.47	1.70	1.76																																																		
ロシア	1.07	1.12	1.04	1.25	1.16																																																		

	<p>出典：OECD「Main Science and Technology Indicators 20012/02」</p> <p>&lt;今後の達成予測&gt; 主要先進諸国等において研究開発投資が拡充されている中ではあるが、本租税特別措置の効果を通じて、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準(第1位)に押し上げることができるものと考えられる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成18年～平成22年) 我が国は、2008年をピークに民間の研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている3%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。 * 民間の研究開発費の対GDP比率の目標 官民合わせた目標(4%以上)から、政府分(1%)を除いた数値</p> <p>主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位：%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> <th>2008年</th> <th>2009年</th> <th>2010年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>韓国</td> <td>2.32</td> <td>2.45</td> <td>2.53</td> <td>2.64</td> <td>2.80</td> </tr> <tr> <td>日本</td> <td>2.63</td> <td>2.70</td> <td>2.72</td> <td>2.54</td> <td>2.49</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>1.86</td> <td>1.93</td> <td>2.04</td> <td>2.03</td> <td>1.93</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>1.78</td> <td>1.77</td> <td>1.86</td> <td>1.91</td> <td>1.88</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>1.33</td> <td>1.31</td> <td>1.33</td> <td>1.40</td> <td>1.41</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.07</td> <td>1.11</td> <td>1.10</td> <td>1.11</td> <td>1.10</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>0.99</td> <td>1.01</td> <td>1.08</td> <td>1.25</td> <td>1.29</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>0.72</td> <td>0.72</td> <td>0.66</td> <td>0.78</td> <td>0.70</td> </tr> </tbody> </table> <p>*2010年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国 出典：OECD「Main Science and Technology Indicators 20012/02」</p>		2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	韓国	2.32	2.45	2.53	2.64	2.80	日本	2.63	2.70	2.72	2.54	2.49	アメリカ	1.86	1.93	2.04	2.03	1.93	ドイツ	1.78	1.77	1.86	1.91	1.88	フランス	1.33	1.31	1.33	1.40	1.41	イギリス	1.07	1.11	1.10	1.11	1.10	中国	0.99	1.01	1.08	1.25	1.29	ロシア	0.72	0.72	0.66	0.78	0.70
	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年																																																		
韓国	2.32	2.45	2.53	2.64	2.80																																																		
日本	2.63	2.70	2.72	2.54	2.49																																																		
アメリカ	1.86	1.93	2.04	2.03	1.93																																																		
ドイツ	1.78	1.77	1.86	1.91	1.88																																																		
フランス	1.33	1.31	1.33	1.40	1.41																																																		
イギリス	1.07	1.11	1.10	1.11	1.10																																																		
中国	0.99	1.01	1.08	1.25	1.29																																																		
ロシア	0.72	0.72	0.66	0.78	0.70																																																		
<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>なお、平成25年度の税制改正要望時においては、以下記載の政策に基づき平成32年度までに民間研究投資を対GDP比で3%以上にすることを目標としていたが、平成26年度税制改正要望においては、日本再興戦略に基づき、同目標達成の時期を平成28年度末に前倒ししている。</p> <p>○ 日本再生戦略(平成24年7月閣議決定) 2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。 ○ 第4期科学技術基本計画(平成23年8月19日閣議決定) 官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすることの目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを旨とする。</p> <p>&lt;今後の達成予測&gt; 主要先進諸国等における研究開発税制の拡充競争が激化する中、上乗せ措置の恒久化、増加型の控除率の引上げ、総額型及び上乗せ措置の繰越期間の5年への拡充を実施することで、業績にかかわらずあらゆる企業における研究開発投資を比較的短期間に拡大させる環境を整えることができるため、最高水準(第1位)の対GDP民間研究開発投資比率の確保に寄与することが可能と考えられる。</p>																																																						

		<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 リーマンショック後の民間研究開発投資の対GDP比率の大幅な落ち込みから脱却できていない現状が続き、わが国の成長力・国際競争力の壊滅的な低下が懸念される。</p> <p>《租税減を是認するような効果の有無》 日本再興戦略の当面の目標「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す」「官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にする」の達成に向け、以下の効果が期待される。</p> <p>○増加型上乗せ措置の控除率の引上げ 増加型上乗せ措置は、比較的短い期間において研究開発投資を促進する方策として有効であることから、控除率を30%に引き上げることで、日本再興戦略に明示された3年という限られた期間における研究開発投資の増加が期待できる。</p> <p>○増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設 増加型上乗せ措置の控除率引上げによる増加インセンティブ効果をさらに高めるため、増加型上乗せ措置に係る繰越制度を新設する。 また、繰越発生年度に関わらず、繰越控除の期間を平成29年度(目標年度の翌年度)までとすることにより、研究開発投資をできる限り前倒しさせる効果が期待できる。また、繰越要件(対前年度比及び対前々年度比で試験研究費が増加していること)を設けることにより、平成28年度までの継続的な研究開発投資の増加効果も期待できる。</p> <p>○高水準型上乗せ措置の延長 高水準型上乗せ措置についても、その延長によって、高い研究開発投資水準の維持・拡大に対するインセンティブ効果を引き続き期待できる。</p> <p>○中小企業の控除率の引上げ 研究開発資金の確保が困難である中小企業の自主的かつ多様な研究開発を促進することにより、研究開発投資の増加のみならず、雇用機会の創出等、地域経済の持続的成長が期待できる。  また、今回要望による経済波及効果を試算したところ以下のとおりであり、租税減以上の高い効果があると考えられる。 ・平成26年度減収見込額 544億円(中小企業分 143億円)[うち地方税分25億円]  ↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果 ・研究開発投資押上げ額 1,243億円 ↓ GDP押上げ効果(マクロモデルによる計算)  ・単年度の減収(544億円分)が、平成26年度～平成35年度までの10年間に及ぼす①GDP押上げ効果: 4,947億円、②雇用創出効果: 約6万人、③租税効果: 約798億円</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>我が国における研究開発投資の現状については、以下のとおり。 ①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高い(76.5%、主要国中トップ)。 ②企業が実施する研究開発費の大部分を企業が負担している(98.2%)。 ③政府による企業への直接支援が少ない(1.2%、主要国中最低)。</p>

		<p>すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが、成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要。 そのような中、研究開発税制は、企業の法人税額負担を減少させることにより、創意工夫あふれる自主的な研究開発投資を直接促すことが可能な措置であり、我が国の経済成長を実現するために妥当性がある措置と言える。 なお、研究開発に対する優遇税制措置は世界各国で導入されており、かつ、韓国等において、近年、拡充されている。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。 また、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>我が国の法人企業が産出する付加価値額は、地域に根ざす中小企業によって全体の5割強が産出されてきた。(2009年版中小企業白書)。 本税制を通して、その中小企業の研究開発環境を大企業よりも優遇することにより、国全体でのイノベーションの促進・ものづくり産業の底上げに加え、地域経済に対しても新規産業・雇用創出等、地域経済の持続的な経済成長の実現につながることから、本税制は地方公共団体と国とが一丸となって、取り組むに値する特例措置となっている。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成24年度

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	既存建築物の改修投資促進のための特例措置の創設	府省名	環境省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	/
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	/
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（省エネ改修促進のための税制措置において、設備投資水準）は、同様の政策目的に係る補助事業等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。仮に、他の政策手段の効果の影響を大きく受けにくい測定指標の設定が困難な場合は、本租税特別措置等が上記測定指標にどの程度寄与するのかを明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑥ 本租税特別措置等の適用件数の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用件数の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（省エネによる既存建築物の改修投資の促進）の実現状況の将来予測について、定性的に「建築物の省エネ化に資する」と説明されているが、当該効果・達成目標の実現状況の将来予測の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注1 課題欄に斜線を付した点検項目については、必要な分析がなされていない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注3 補助金等其他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）  
 本要望については事項要望としているところであり、税額控除率等や特例の対象となる建築物の範囲・要件等について、現在調整を行っているところ。これらの内容が固まらない限り、特例の適用範囲等が定まらないため、減収額の将来予測を推計することは難しい。
- ⑫ 税込減は認の効果の将来見込み（評価書中8③「税込減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）  
 本要望については事項要望としているところであり、税額控除率等や特例の対象となる建築物の範囲・要件等について、現在調整を行っているところ。これらの内容が固まらない限り、特例の適用範囲等が定まらないため、税込減を具体的に予測することは難しく、税込減は認効果を予測することも難しい。
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）  
 省エネ改修促進に関する予算上の措置として「建築物省エネ改修等推進事業」があり、これは躯体の省エネ改修が行われたものを対象とするのに対して、本税制は、躯体の改修だけでなく、省エネ設備の改修等のみを行った場合についても対象とすることにより、建築物の所有者等の省エネ改修に対する更なる投資を促すための措置である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	既存建築物の改修投資促進のための特例措置の創設（国税10）（法人税：義）（地方税8）（法人住民税：義、法人事業税：義）
2	要望の内容	【省エネ改修促進のための税制措置】 省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）に基づき、増改築時にエネルギーの効率的利用のための措置の届出が義務付けられている床面積2,000㎡以上のオフィスビル等の建築物を対象に、省エネ改修を促進するための特例措置を講じる。
3	担当部局	環境省 地球環境局 地球温暖化対策課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規要望
6	適用又は延長期間	3年間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 省エネ化による既存建築物（非住宅）の改修投資を促進し、既存建築物の性能の抜本的な向上を図り、建築物からのCO2排出削減を進めるとともに、消費税引上げに伴う大幅な住宅着工戸数の落ち込みによる経済への悪影響を緩和しつつ、民間建築投資の活性化を図る。  《政策目的の根拠》 ○日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）において、次のとおり位置づけられている。 ・生産設備や事業の新陳代謝を促す枠組みを構築し、思い切った投資型減税で法人負担を軽減すること等によって積極姿勢に転じた企業を大胆に支援していく。 ・生産設備の新陳代謝・・・を促進する取組を強力に推進し、これに応じて設備の新陳代謝を進める企業への税制を含めた支援策を検討し、必要な措置を講ずる。 ・近年エネルギー消費量が著しく増大（石油危機以降2.5倍）している家庭・業務部門を中心とした省エネの最大限の推進を図る。既存住宅・ビルの省エネ改修の促進、トップランナー制度の適用拡充、ネット・ゼロ・エネルギー化等を図る。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標1-2 国内における温室効果ガスの排出抑制
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 省エネによる既存建築物（非住宅）の改修投資を促進し、既存建築物の性能の抜本的な向上を図り、建築物からのCO2排出削減を進めるとともに、消費税引上げに伴う大幅な住宅着工戸数の落ち込みによる経済への悪影響を緩和しつつ、民間建築投資の活性化を図る。

			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・設備投資水準（「日本再興戦略」） 今後3年の内に設備投資を2012年度の約63億円から10%増加</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により事業者のキャッシュフローが改善することから、資金的余裕のない法人について、早期の改修を促す効果があり、建築物の省エネ化に資する。また、改修投資が促進されることにより、CO2の排出削減、経済の活性化に寄与することとなる。</p>
8	有効性等	① 適用数等	—
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成26~28年度) 本措置により事業者のキャッシュフローが改善することから、資金的余裕のない法人について、早期の改修を促す効果があり、建築物の省エネ化に資する。また、改修投資が促進されることにより、CO2の排出削減、経済の活性化に寄与することとなる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成26~28年度) 本措置により事業者のキャッシュフローが改善することから、資金的余裕のない法人について、早期の改修を促す効果があり、建築物の省エネ化に資する。また、改修投資が促進されることにより、CO2の排出削減、経済の活性化に寄与することとなる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26~28年度) 仮に本特例措置の新設が認められない場合、CO2排出削減が進まず、消費税引上げに伴う大幅な住宅着工戸数の落ち込みによる経済への悪影響が生じるとともに、民間建築投資の活性化が図られず、日本再興戦略に定める設備投資水準の達成に支障が生じることとなる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成26~28年度) 本特例措置により、既存建築物の性能の抜本的な向上が図られ、省エネ性を満たした建築物が増加するため、国民の良好な生活環境、自然環境の形成に資する。 また、本特例措置により改修投資が促進されるため、CO2の排出削減、経済の活性化に資する。</p>
① 租税特別措置等によるべき妥当性等	個別に補助申請を行い、認定を受け、補助金を受給する仕組みを新たに設けるよりも、確定申告の際に減税の手続きも併せて行い、税の減免を受けられる仕組みとする方が、国民及び行政双方の手続き負担の軽減に優れている。		
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	省エネ改修促進のための措置としては、住宅・建築物省エネ改修等推進事業があり、省エネ改修工事を行う際の建築物の所有者等の費用負担の軽減を図るものであるが、本税制の活用により事業者のキャッシュフローが改善し、さらなる省エネ改修を促進することが可能になるものである。

		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例は、省エネ化による既存建築物(非住宅)の改修投資を促進し、既存建築物の性能の抜本的な向上を図り、消費税引上げに伴う大幅な住宅着工戸数の落ち込みによる経済への悪影響を緩和するとともに、民間建築投資の活性化を図るものであり、本特例による効果は地方公共団体にも波及するものである。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	府省名	環境省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		◎
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
  - 政策目的（中小企業者等が保管するPCB廃棄物の処理費用の軽減及びPCB廃棄物処理のための研究・研修等の促進を図ることにより、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進する）の根拠が「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」と記載されているのみで、根拠となる具体的内容等が不明なため、本租税特別措置等が政策体系の中で優先度や緊要性の高いものとして明確に位置付けられていることについて、具体的な根拠条文や記載箇所を明らかにし、説明する必要がある。
  - 本租税特別措置等により達成しようとしていた目標及びその達成状況が説明されていないため、所期の目標を示した上で、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を明らかにする必要がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
  - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
    - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（PCB廃棄物の処理量）は、経済情勢等、他の要因の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
  - 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないことについて説明が不足している。
    - 本租税特別措置等の適用数等の過去の実績は、平成24年度0百万円と把握されているが（ただし、適用数等の過去の実績把握に説明不足の点あり）、本租税特別措置等が適用される負担金等の所期の想定からみて想定外に僅少でないことについて説明する必要がある。
  - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
 

[過去の実績]

 ⑪ 減収額と効果を対比すべきところ、「本制度はPCB廃棄物の早期処理を促進することにより、国民の生活の保護及び生活環境の保全を図るものであり、PCB廃棄物特別措置法に基づく処理の推進に当たって必要不可欠なものである」と本租税特別措置等の必要性が説明されるにとどまるため、過去における本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。
 また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
    - 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去の実績について平成24年度しか把握されていないため、平成22、23年度の適用件数及び適用額の実態を分析対象期間の年度ごとに明らかにする必要がある。
      - 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去の実績について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文、適用件数及び適用額を記載し、所期の適用数等の見込みとかが離している場

合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。

- ⑦ 本租税特別措置等の減収額の過去の実績が把握されていないため、分析対象期間における減収額の実態について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ・ 本租税特別措置等の過去の減収額について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、所期の減収額の見込みとかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（PCB廃棄物特別措置法に基づく処理期限（平成39年3月31日）までにPCB廃棄物の処理を完了する）の実現状況について、「PCB廃棄物の処理状況平成22年度：トランス類1,855台、コンデンサ類28,549台、平成23年度：トランス類1,874台、コンデンサ類29,617台、平成24年度：トランス類1,869台、コンデンサ類33,948台」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。
- 3 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分
- ⑬ 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、他の政策手段と比較した上で説明されていないため、他の政策手段との比較を行うことにより、租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。

<点検結果表の別紙>

#### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）
- 政策目的の具体的な位置付けは、「施策4. 廃棄物・リサイクル対策の推進」のうち、「4-4. 産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）」である。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例 (国税)(法人税:義務)(所得税:外)
2	租税特別措置等の内容	法人が、独立行政法人環境再生保全機構が設置するPCB廃棄物処理基金に充てるための負担金を支出した場合には、その支出額について当該事業年度の所得の計算上、損金算入することを認めるもの。
3	担当部局	環境省 廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課
4	評価実施時期	平成 25 年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 13 年度創設
6	適用期間	恒久
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 法人が、PCB 廃棄物特別措置法に基づき、独立行政法人環境再生保全機構が設置する PCB 廃棄物処理基金に充てるための負担金を支出した場合には、その支出額について当該事業年度の所得の計算上、損金算入することを認めることで、中小企業者等が保管する PCB 廃棄物の処理費用の軽減及び PCB 廃棄物処理のための研究・研修等の促進を図ることにより、PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理を推進する。  《政策目的の根拠》 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 廃棄物リサイクル対策の推進
		③: 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 PCB 廃棄物特別措置法に基づく処理期限(平成 39 年3月 31 日)までにPCB 廃棄物の処理を完了する。  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 PCB 廃棄物の処理量  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により、負担金等の支出が円滑に行われ、政策目的の達成に必要な基金額の確保が図られる。
8	有効性等	①: 適用数等 負担金等の支出額:0 百万円(24 年度実績)

	②: 減収額	
	③: 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度) 特別措置の適用により、負担金等の支出が円滑に行われ、基金額の確保が図られており、PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に効果が見られる。  《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度)  PCB 廃棄物の処理状況(※) 平成 22 年度 : トランス類 1,855 台、コンデンサ類 28,549 台 平成 23 年度 : トランス類 1,874 台、コンデンサ類 29,617 台 平成 24 年度 : トランス類 1,869 台、コンデンサ類 33,948 台  ※日本環境安全事業株式会社によるPCB廃棄物の処理量の実績  《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度) 難分解性であり、人の健康及び生活環境に被害が生じる恐れのある PCB 廃棄物は、国内において長期間処分されず保管され続けている状況にあるが、PCB による環境汚染を防止することにより、将来にわたって国民の健康を保護し、生活の環境を保全するためには、国としてその処理のための体制を速やかに構築し、確実かつ適正な処理を推進することが必要である。 一方、PCB 廃棄物については、処理費用が高額となることから、中小企業者等処理費用の負担能力が小さい者にとっては大きな負担となり、処理が進まないおそれがある。本制度は PCB 廃棄物の早期処理を促進することにより、国民の生活の保護及び生活環境の保全を図るものであり、PCB 廃棄物特別措置法に基づく処理の推進に当たって必要不可欠なものである。
		9 相当性
10	有識者の見解	-
11	評価結果の反映の方向性	-
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 22 年8月



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定目的のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	府省名	環境省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		◎
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
    - 政策目的（廃棄物処理施設の整備を促進することにより、廃棄物の適正処理を確保する）の根拠が「産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律」と記載されているのみで、根拠となる具体的内容等が不明なため、本租税特別措置等が政策体系の中で優先度や緊要性の高いものとして明確に位置付けられていることについて、具体的な根拠条文や記載箇所を明らかにし、説明する必要がある。
    - 本租税特別措置等により達成しようとしていた目標及びその達成状況が説明されていないため、所期の目標を示した上で、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を明らかにする必要がある。
  - 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
    - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
      - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（産業廃棄物の最終処分量、産業廃棄物最終処分場の残余年数）は、同様の政策目的に係る補助事業等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
    - 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
      - 本租税特別措置等の適用数等の過去の実績が把握されておらず、本租税特別措置等が適用される土地等の譲渡の件数の所期の想定と比較して、想定外に僅少でないこと、適用に偏りが無いことについて説明する必要がある。
- 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
- [過去の実績]
- 減収額と効果を対比すべきところ、「排出事業者責任を維持しつつ、公共関与の下、積極的に処理施設整備を進めていくことが重要であり、本制度による譲渡に係る税負担を優遇することが必要不可欠」と本租税特別措置等の必要性が説明されるにとどまるため、過去における本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。
 

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

    - 本租税特別措置等の適用件数の過去の実績が把握されていないため、分析対象期間における適用件数及び適用額の実態について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
      - 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去の実績について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文、適用件数及び適用額を記載し、所期の適用数等の見込みとかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。

- ⑦ 本租税特別措置等の減収額の過去の実績が把握されていないため、分析対象期間における減収額の実態について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ・ 本租税特別措置等の過去の減収額について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、所期の減収額の見込みとかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「産業廃棄物の最終処分量については、平成 19 年度実績において約 2,000 万トン、平成 20 年度実績において約 1,700 万トン、平成 21 年度実績において約 1,400 万トン、平成 22 年度実績において約 1,400 万トンと着実に減少しているところ。また、最終処分場の残存容量から最終処分場の残余年数を推計すると、全国では 13.5 年（平成 23 年度実績）となっている。」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

### 3 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分

- ⑬ 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、他の政策手段と比較した上で説明されていないため、他の政策手段との比較を行うことにより、租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。

### <点検結果表の別紙>

#### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中 7②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）
- 政策目的の具体的な位置付けは、「施策 4. 廃棄物・リサイクル対策の推進」のうち、「4-4. 産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）」である。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定目的のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(国税)(法人税:義)(所得税:外)
2	租税特別措置等の内容	個人や法人が所有する土地が、産業廃棄物処理特定施設整備法の認定を受けた整備計画に基づき整備される特定施設の用に供されるものとして地方公共団体又は特定法人に買い取られる場合、1500万円の特別控除が講じられる。
3	担当部局	環境省 廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成6年度創設
6	適用期間	恒久
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 廃棄物処理施設の整備を促進することにより、廃棄物の適正処理を確保する。  《政策目的の根拠》 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備に関する法律
		② 政策体系における政策目的の位置付け 廃棄物リサイクル対策の推進
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 産業廃棄物の最終処分量を平成27年度までに、平成19年度比で約12パーセント削減する。また、産業廃棄物最終処分場の残余年数を平成27年度に10年程度とする。  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 産業廃棄物の最終処分量、産業廃棄物最終処分場の残余年数  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 廃棄物処理施設の整備を促進するためには、安定的な資本金、適正なノウハウや信頼性、公共性を有する者による整備が効果的であり、本税制により、公共団体による効果的かつ安定的な廃棄物処理施設の整備が促進されることになる。
8	有効性等	① 適用数等 本税制の対象となる者は、地方公共団体又は特定法人に土地等を売却する個人又は法人であり、産業廃棄物処理特定施設整備法に基づき把握し得る者でないため、税制の利用実績は要望省庁では把握していないが、本税制が講じられていることにより、忌避施設であり設置が極めて困難である廃棄物処理施設の、公共団体による整備が促進されてきており、ひいては廃棄物の最

			終処分量が減少するとともに処分場残余年数が長期化しており、一定の効果があるものと考えられる。
	②	減収額	—
	③	効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成24年度) 優遇措置の適用により、忌避施設であり設置が極めて困難である廃棄物処理施設の、公共団体による整備が促進されてきており、廃棄物の適正処理の確保に一定の効果が見られる。  《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成24年度) 産業廃棄物の最終処分量については、平成19年度実績において約2,000万トン、平成20年度実績において約1,700万トン、平成21年度実績において約1,400万トン、平成22年度実績において約1,400万トンと着実に減少しているところ。また、最終処分場の残存容量から最終処分場の残余年数を推計すると、全国では13.5年(平成23年度実績)となっている。  《租収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24年度) 廃棄物の排出量は近年減少傾向にあるものの、廃棄物処理施設に係る用地の確保難、廃棄物処理業者の資本金の不足等から、最終処分場をはじめとする廃棄物処理施設の設置は依然として困難な状況にある。また、不法投棄等の不適正処理も後を絶たない中で、廃棄物処理施設整備の緊急性、重要性は極めて高く、適正な処理のための条件整備を着実かつ継続的に行う必要がある。このため、排出事業者責任を維持しつつ、公共団体の下、積極的に処理施設整備を進めていくことが重要であり、本制度による譲渡に係る税負担を優遇することが必要不可欠。
9			相当性
10	有識者の見解	—	—
11	評価結果の反映の方向性	—	—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成22年8月	—



